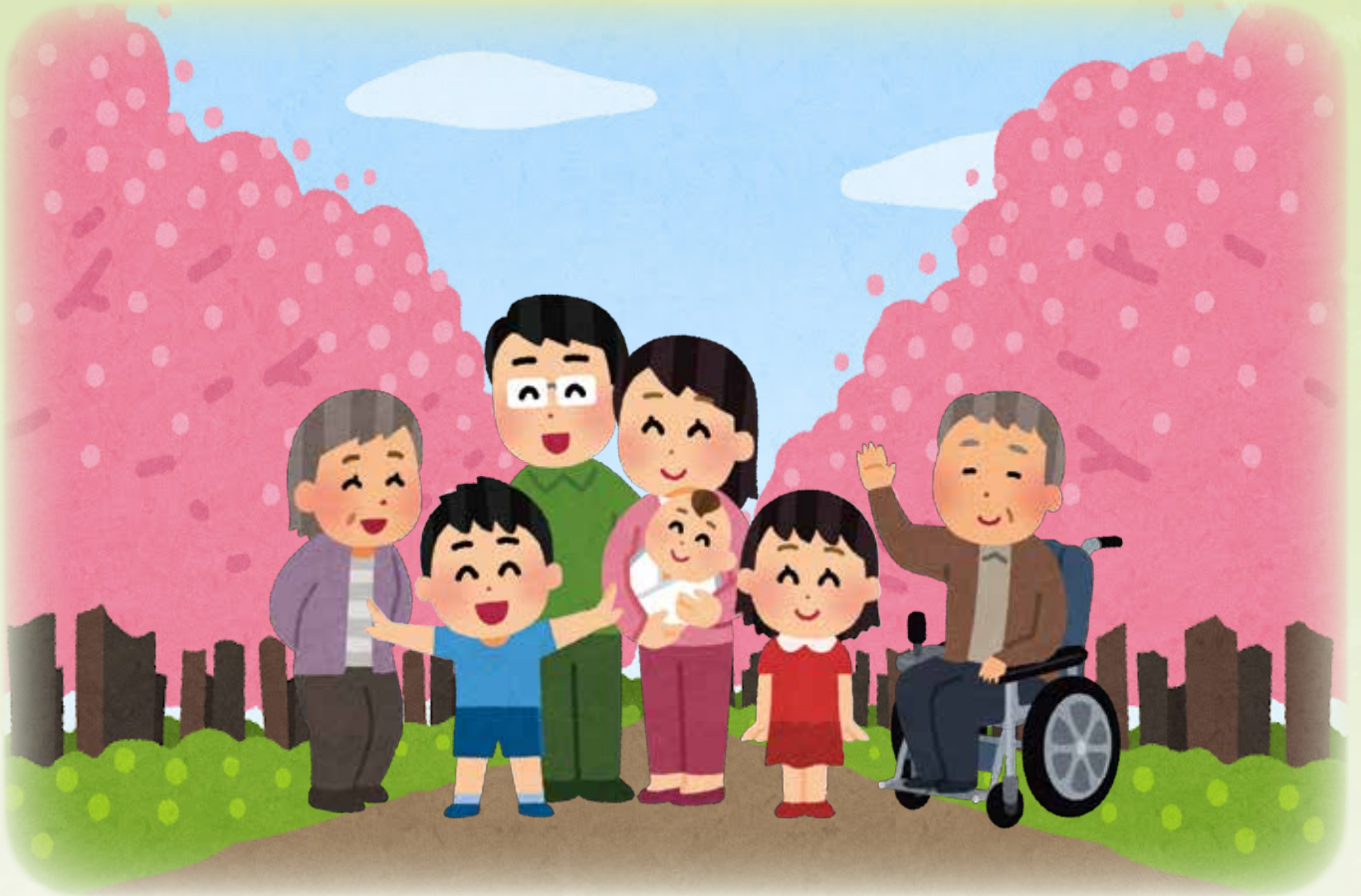


栗原市地域福祉計画



宮城県栗原市



ねじり ほんによ

栗原市地域福祉計画

〔第4期〕

宮城県 栗原市

令和4年3月

はじめに

今日の地域社会では、少子高齢化、人口の減少、核家族化の進行などにより、人間関係や地域でのつながりが希薄になりつつあります。

同時に、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者対策等の様々な分野における公的支援に対するニーズが多様化・複雑化しており、行政だけでは問題の解決が困難な状況となっております。



このような中、わが国では、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」が求められており、特に近年頻発している大規模な自然災害においては、身近な市民相互による支援や住民同士の助け合い、いざという時の支え合いの重要性が増しています。

栗原市では、これまでの5年間、栗原市地域福祉計画〔第3期〕に基づき、地域住民すべてで支え合う福祉の仕組みづくりに向け、社会福祉協議会をはじめとして、関係機関・団体と協働して、各種施策に取り組んでまいりました。

現在の計画が令和3年度をもって終了しますので、今後も引き続き、「互いに支え合う、優しさと思いやりに満ちたまち」を目指し、更なる地域福祉を推進するため、「栗原市地域福祉計画〔第4期〕」を策定いたしました。

また、社会福祉協議会におきましては、本計画の理念を踏まえつつ、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示した「栗原市地域福祉活動計画〔第4期〕」を策定いただき、地域福祉の推進に向けた車の両輪としての重要な役割を担っていただいております。

今後は、本計画を地域福祉推進の基本となる計画として、市民の皆さんと互いに高め合ってきた「近助」の精神を財産に、人と人とのつながりを大切に、地域住民の皆さんと常に連携協働し、今まで以上に、より積極的に地域福祉を推進してまいりますので、市民の皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画を策定するに当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係機関・団体、市民の皆様に、心から感謝を申しあげます。

令和4年3月

栗原市長 佐藤 智

●● 目 次 ●●

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	地域福祉について	5
3	計画の位置付け・計画期間	6
第2章	地域福祉を取り巻く現状	11
1	栗原市の概況	11
2	地域福祉にかかる現状	15
第3章	計画の基本的な考え方	23
1	基本理念	23
2	基本目標	24
3	施策体系	26
第4章	施策の展開	27
	互いに支え合う地域づくりに向けて	27
	基本目標1：「みんなで作る支え合いの地域づくり」	29
	施策1-1 地域福祉の醸成	29
	施策1-2 地域活動の推進	32
	基本目標2：「利用しやすい福祉サービス・支援体制づくり」	35
	施策2-1 利用しやすい環境づくり	35
	施策2-2 自立に向けたサービス利用・権利擁護等の推進	38
	基本目標3：「自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくり」	42
	施策3-1 保健・医療・介護・福祉の連携	42
	施策3-2 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進	45
第5章	計画の推進	49
1	計画の推進体制	49
2	個別計画での取り組み方針	50
3	SDGsの取り組み	52
資料編		
	栗原市地域福祉計画検討委員会設置要綱	53
	栗原市地域福祉計画検討委員会委員名簿	54
	第4期栗原市地域福祉計画策定の経過	55

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の目的

近年の少子高齢化の進行や社会の生活様式の多様化、社会経済の低迷による雇用の不安、生活困窮者の増加などを背景に、支援を必要とする人は増加しています。かつては家族や地域社会の相互扶助によって支えられてきましたが、地域社会を取り巻く環境は大きく変わり、地域でのつながり、関わり合いは希薄化しています。

また、介護と子育てのダブルケアや8050問題、DV、子どもや高齢者、障害者に対する虐待、老障介護、若年から中高年までの幅広い世代にわたるひきこもり、生活困窮、ヤングケアラーなど、複数の要因が絡まり、複雑化した解決することが難しい問題も顕在化しています。

こうした中、国においては「地域共生社会の実現」を掲げ、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことを目指しています。

栗原市（以下「本市」とします。）においても、暮らしのなかで様々な支援を必要としている方々がともに暮らしており、起こりうる困りごとは様々であり、また、困りごとは複雑、多様化し、福祉サービス等による支援ニーズは、制度の枠を超えることも多くなっています。

地域福祉計画は、「地域」という視点から、市民とともに地域において支援を要する様々な人の生活を支えていくための計画です。

そのため、「高齢者」「障害のある人」「子ども」等の対象ごとに取り組むのではなく、保健福祉の分野に限らず、防災、防犯、生きがいづくり等、様々な場面で連携し、日ごろから住民同士が見守り、助け合いながら生活できる身近な環境づくりが求められます。

このような背景を踏まえて、本計画では、第3期計画で掲げた基本理念「互いに支え合う、優しさと思いやりに満ちたまち」の実現にむけ、地域福祉をさらに推進してまいります。

- *8050問題 : 一般に、同居する80代の高齢の親が、50代の孤立する子を支える状態
- 老障介護 : 高齢の親が障がいのある子どもの介護をし続ける状態
- ヤングケアラー : 一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

(2) 地域福祉を取り巻く動き

① 国の動き

○地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会をめざすものです。

地域共生社会の実現に向けて、厚生労働省では、平成29年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、平成29年2月に「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」をとりまとめ、改革の骨子として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。

○社会福祉法の改正

地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、2度にわたり社会福祉法の改正が行われました。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進の理念や、その実現に向けた取り組みの方向性が示されました。

また、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする事、市町村及び都道府県はそれぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めるとともに、策定に際しては、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、包括的な支援体制の整備を行う新たな事業（重層的支援体制整備事業）及びその財政支援等が規定されました。

○生活困窮者自立支援法の改正

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的として平成27年に生活困窮者自立支援法が制定されました。また、平成30年10月の改正により就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施する努力義務が創設されるなど、生活困窮者に対する包括的な支援体制が強化されました。

○児童福祉法等の改正

平成28年5月に児童福祉法等が改正され、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等、児童福祉法の理念が明確化されました。

また、児童虐待に関して発生予防から自立支援まで一連の対策を強化することや妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」や管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした福祉に関する必要な支援、要保護児童等への支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置に関する規定が設けられました。

○障害者総合支援法等の改正

平成28年5月に障害者総合支援法が改正され、施設利用者の円滑な地域移行等のために「自立生活援助サービス」が新たに創設され、平成30年4月に施行されました。

また、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現をめざすため、行政機関が事業者等に合理的配慮を求めた障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。

○自殺対策基本法の改正

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、基本理念として、自殺対策は、生きることの包括的な支援として実施されなければならないこと及び保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないことが追加されました。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

成年後見制度は、認知症や知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理、その他日常生活に支障のある者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況を踏まえ、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、基本方針等を定め、制度の利用を促進することとされました。

○再犯の防止等の推進に関する法律の施行

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。

② 県の動き

宮城県では、こうした国の改革の方向性及び県内の状況を踏まえ、誰もが役割を持ち、共に支え合う地域共生社会の実現に向けて、市町村における地域福祉の取り組みを引き続き支援するとともに、多様な主体が協働して地域福祉活動に取り組むことができるよう、令和3年（2021年）4月に「宮城県地域福祉支援計画（第4期）」が策定されました。

2 地域福祉について

地域福祉とは、地域に暮らす市民や社会福祉法人、ボランティアなどが相互に協力して、福祉サービスを必要とする人も必要としない人も、同じ地域社会の一員として住み慣れた地域に暮らし、自分の意思で様々な社会活動に参加できるような地域社会をつくりあげていくことをいいます。

したがって、地域福祉を進めていくためには、すべての市民が福祉に対する理解を深め、地域での各種活動に積極的に参加するなど、行政だけではなく、市民や地域で活動する団体、事業者が様々な情報を共有し、相互に連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

現在、保健福祉に関する分野別の計画は、主に「高齢者」「障害のある人」「子ども」等の対象ごとに策定されていますが、地域福祉計画は「地域」という視点から、市民とともに地域において支援を要する様々な人の生活を支えていくための計画です。

そのため、保健福祉の分野に限らず、防災、防犯、生きがいづくり等、様々な場面で連携し、日ごろから住民同士が見守り、助け合いながら生活できる身近な生活環境づくりが求められます。

そこで本計画では、以下のような視点から地域福祉の推進に取り組んでいく必要があります。

- 身近な地域での福祉活動の推進に向けて、自治会、ボランティア・NPO をはじめとした市民の皆さんと連携・協働して取り組みます。
- 地域に暮らす、すべての人々が、サービスや支援の受け手であると同時に担い手であることを認識し、互いに支え合う関係づくりに取り組みます。
- 日常的なつながりを深めていくために、地域での活動とともに、概ね 5～10 世帯を単位とした近隣での支え合いの仕組みづくりを推進します。
- 本計画では、市民生活の視点から、様々な地域課題を見つめることを大切に、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

3 計画の位置付け・計画期間

(1) 計画の位置付け

① 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

また、「地域福祉計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進計画」と再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」を包含して策定し、一体的に推進します。

(参考)

社会福祉法（抄）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

第14条（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

第8条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

② 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域社会における生活や福祉の課題を解決することを目的に、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画であり、本市では栗原市社会福祉協議会において策定しています。

また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置付けられており、地域社会における生活や福祉の課題解決をめざして、市民や民間団体の行う様々な課題解決に向けた活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的としています。

(参考) 社会福祉法 (抄)

第4条 (地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第109条 (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては(中略)が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 分野別計画との関係

本計画は、「栗原市総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための基本的な考え方を定め、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための基本的な考え方を明らかにするとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう推進する役割を担っています。

また、本市の地域福祉を推進するうえで両輪となる計画として、地域福祉活動計画と相互に連携を図りながら取り組みます。

図表 本計画と他の計画の関連図



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

図表 主な計画と計画期間

計画名	年度	平成 29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	令和 元 年度 (2019)	2 年度 (2020)	3 年度 (2021)	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)	6 年度 (2024)	7 年度 (2025)	8 年度 (2026)	9 年度 (2027)	10 年度 (2028)	11 年度 (2029)
総合計画		第2次 (平成29～令和8年度)												
地域福祉計画		本計画（第4期：5年間） (令和4～8年度)												
くりはら 市民21健康プラン		第4期 (令和3～8年度)												
障害者基本計画		第3期 (平成30～令和5年度)												
障害福祉計画・ 障害児福祉計画		第6期（障害）・ 第2期（障害児） (令和3～5年度)												
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第8期 (令和3～5年度)												
子ども・子育て支援 事業計画		第2期 (令和2～6年度)												
いのちを守る総合対 策計画		第1期 (令和元～5年度)												

(4) 策定体制

本計画の策定にあたっては、広く市民等の意見を反映することを目的として、栗原市地域福祉計画検討委員会を設置するとともに、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、計画への意見の反映に努めました。

① 栗原市地域福祉計画検討委員会での検討

地域福祉計画が対象とする地域生活課題や改正社会福祉法第107条で定める「共通して取り組むべき事項」の広がりをつまみ、様々な分野の地域活動関係団体で組織し、必要事項について検討しました。また、委員会の下にワーキングチームを設置し、具体的事項について集中的に調査検討しました。

栗原市地域福祉計画検討委員会構成団体

	団体名	区分
1	栗原市社会福祉協議会	地域福祉推進
2	栗原市民生委員児童委員協議会	地域福祉推進
3	栗原地区保護司会	再犯防止支援
4	栗原市老人クラブ連合会	高齢者支援
5	栗原市ボランティア連絡協議会	ボランティア推進
6	栗原市自立支援協議会	障害者支援
7	栗原市行政区長会連合会	地域連携
8	栗原市母子寡婦福祉連合会	子育て、女性支援
9	栗原市健康づくり推進協議会	健康づくり
10	栗原市PTA連合会	子育て、教育

② アンケート調査

各地区において地域福祉活動を推進する民生委員・児童委員等の方々を対象に、各地域で求められる地域活動や地域での支え合い、今後必要な取り組み等について、アンケート調査を実施しました。

③ パブリックコメント

市のホームページに計画（案）を掲載するとともに、市役所及び各総合支所（計：11か所）に計画（案）を掲示し、市民の皆さんの意見をうかがいました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

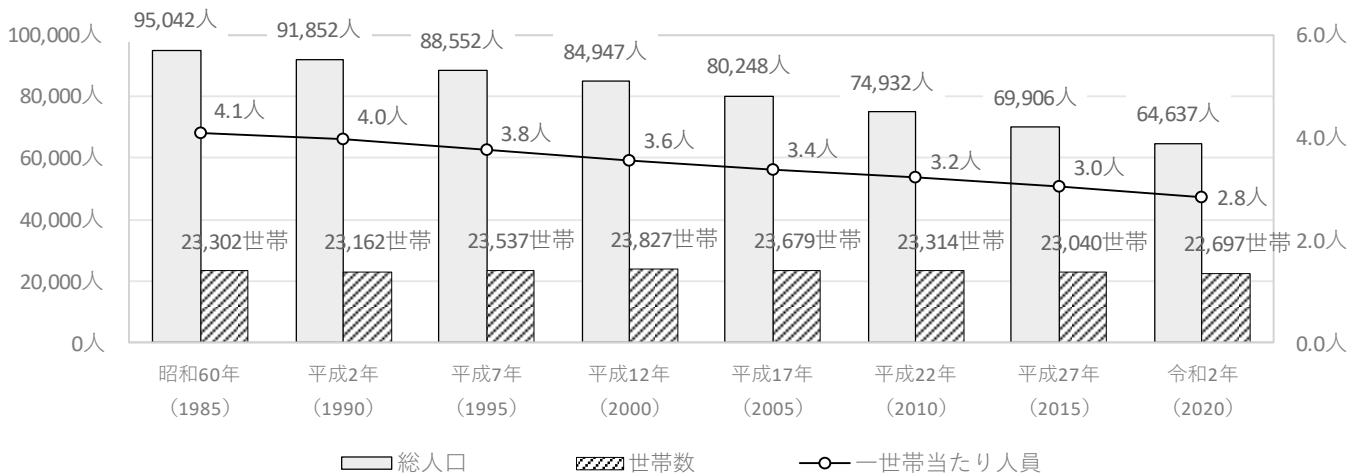
1 栗原市の概況

(1) 人口・世帯

国勢調査による近年（昭和60年（1985年）～令和2年（2020年））の本市の総人口、世帯数、世帯人員の推移をみると、令和2年（2020年）における総人口は、64,637人となっており、昭和60年（1985年）の総人口と比較すると、30,405人、32.0%減少しており、今後も緩やかに減少していくことが見込まれます。

一方、世帯数は増加傾向にありましたが、平成17年（2005年）に減少に転じ、令和2年（2020年）の世帯数は22,697世帯、一世帯当たり人員は約2.8人と減少が進んでいます。

図表 総人口・世帯数・世帯人員の推移
(昭和60年(1985)～令和2年(2020))



年次	人口(人)				世帯	
	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	世帯数(世帯)	一世帯当たり人員(人/世帯)
昭和60年(1985)	95,042	19,428	61,426	14,188	23,302	4.1
平成2年(1990)	91,852	17,410	57,814	16,624	23,162	4.0
7年(1995)	88,552	14,282	54,036	20,234	23,537	3.8
12年(2000)	84,947	11,466	50,099	23,382	23,827	3.6
17年(2005)	80,248	9,576	45,866	24,804	23,679	3.4
22年(2010)	74,932	8,427	42,079	24,383	23,314	3.2
27年(2015)	69,906	7,255	36,888	25,064	23,040	3.0
令和2年(2020)	64,637	6,262	31,948	26,204	22,697	2.8

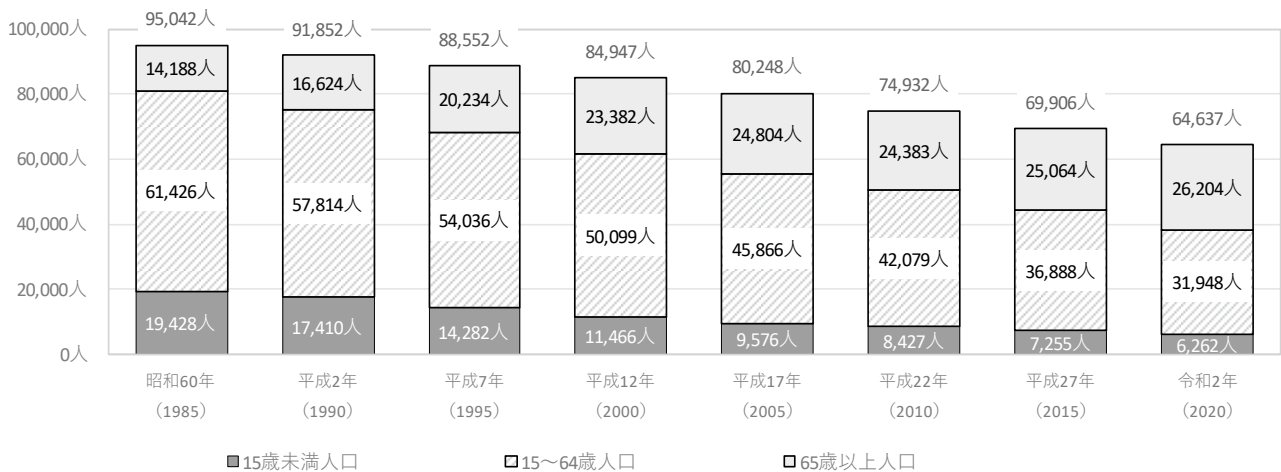
※総人口には年齢不詳人口を含みます。

資料：国勢調査

① 年齢別人口

国勢調査による年齢別（3区分）の人口推移では、昭和60年（1985年）以降、15歳未満人口は13,166人（△67.8%）、15～64歳人口は29,478人（△48.0%）減少する一方で、65歳以上人口は12,016人（84.7%）増加しており、総人口の減少が進むなかで、少子高齢化の進行がみられます。

図表 年齢別人口（3区分）の推移
（昭和60年（1985）～令和2年（2020））

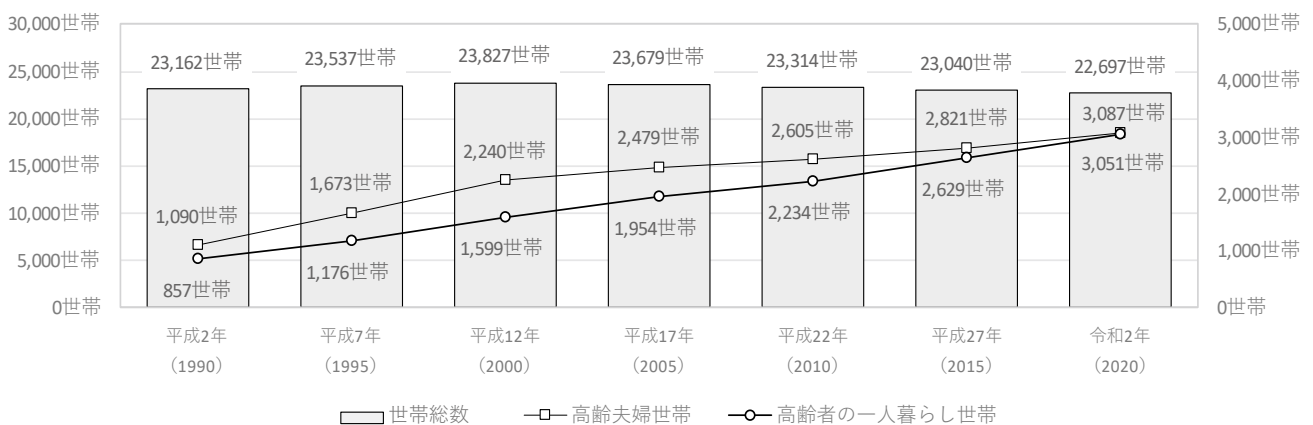


資料：国勢調査

② 高齢夫婦・高齢者の一人暮らし世帯

国勢調査による令和2年（2020年）の高齢夫婦世帯数は3,087世帯、高齢者の一人暮らし世帯数は3,051世帯となっており、平成2年（1990年）以降の推移では、世帯数が減少しているなかで、平成2年と比べ、高齢夫婦世帯数は約2.8倍、高齢者数の一人暮らし世帯は約3.6倍に増加しています。

図表 高齢夫婦・高齢者の一人暮らし世帯の推移
（平成2年（1990）～令和2年（2020））



資料：国勢調査

(2) 人口移動

平成23年(2011年)から令和2年(2020年)の人口移動の状況をみると、自然動態(出生・死亡)については、死亡者数が出生者数を上回り、年平均で約800人の自然減が続いています。

また、社会動態(転入・転出)では、年度による増減はありますが、転出者数が転入者数を上回り、年平均で約310人の社会減が続いています。

こうした自然減、社会減による人口減は、年平均で約1,110人の減少となっており、近年の人口減少及び少子化の進行要因の1つであることがうかがえます。

図表 人口動態(自然動態・社会動態)の推移
(平成23年(2011)～令和2年(2020))

年次	自然動態(人)			社会動態(人)			増減(人)
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成23年(2011)	455	1,149	△694	1,582	1,753	△171	△865
24年(2012)	451	1,137	△686	1,302	1,751	△449	△1,135
25年(2013)	440	1,102	△662	1,376	1,715	△339	△1,001
26年(2014)	368	1,171	△803	1,428	1,794	△366	△1,169
27年(2015)	397	1,166	△769	1,510	1,714	△204	△973
28年(2016)	352	1,157	△805	1,354	1,766	△412	△1,217
29年(2017)	329	1,190	△861	1,326	1,614	△288	△1,149
30年(2018)	325	1,158	△833	1,381	1,602	△221	△1,054
令和元年(2019)	310	1,240	△930	1,249	1,530	△281	△1,211
2年(2020)	268	1,210	△942	1,244	1,608	△364	△1,306

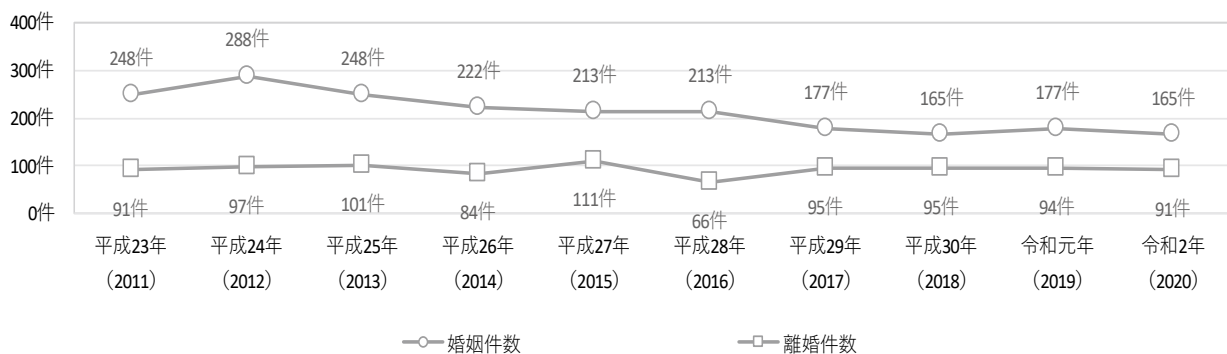
資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

(3) 婚姻・離婚

平成23年(2011年)から令和2年(2020年)の婚姻・離婚件数をみると、期間における平均婚姻数は約212件、平均離婚件数は約93件となっています。

また、初婚年齢の平均は、男性30.9歳、女性29.6歳となっています。

図表 婚姻・離婚件数の推移
(平成23年(2011)～令和2年(2020))



資料：人口動態調査

(4) 産業・労働力

① 産業構造（就業人口）

国勢調査による就業者総数は、昭和60年（1985年）から平成27年（2015年）にかけて減少傾向にあり、平成27年（2015年）の就業者は33,661人となっています。

産業別にみると各産業ともに減少していますが、特に第1次産業は、昭和60年（1985年）より約3分の1に減少しています。

図表 産業構造（就業人口）の推移
（昭和60年（1985）～平成27年（2015））

年次	就業人口（人）				
	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
昭和60年（1985）	49,597	15,231	15,783	18,564	19
平成2年（1990）	47,878	12,033	16,975	18,854	16
7年（1995）	45,167	9,422	15,945	19,766	34
12年（2000）	42,322	7,250	14,892	20,098	82
17年（2005）	39,372	7,017	11,744	20,562	49
22年（2010）	34,655	5,170	9,740	19,180	565
27年（2015）	33,661	4,834	9,195	18,774	858

資料：国勢調査

② 労働力人口・完全失業者数

国勢調査による労働力人口は、就業者数とともに減少傾向にあり、平成27年（2015年）は35,116人となっています。

また、平成27年（2015年）の完全失業者数は1,455人、完全失業率は4.14%であり、平成22年（2010年）と比較すると減少しているものの、完全失業者数は、昭和60年（1985年）の約1.5倍となっています。

図表 労働力人口・完全失業者数・完全失業率の推移
（昭和60年（1985）～平成27年（2015））

年次	労働力（人）			完全失業率（%）
	労働力人口	就業者数（人）	完全失業者数（人）	
昭和60年（1985）	50,584	49,597	987	1.95
平成2年（1990）	48,730	47,878	852	1.75
7年（1995）	46,398	45,167	1,231	2.65
12年（2000）	43,920	42,322	1,598	3.64
17年（2005）	41,646	39,372	2,274	5.46
22年（2010）	36,969	34,655	2,314	6.26
27年（2015）	35,116	33,661	1,455	4.14

資料：国勢調査

2 地域福祉にかかる現状

(1) 地域で支援を必要とする人の動向

① 子ども・子育て（出生者数、保育所等児童数）

本市における近年の出生者数は、平成27年（2015年）以降減少傾向にあり、令和2年（2020年）の出生者数は268人となっています。

また、現在本市では、平成28年度（2016年度）から幼稚園の3年保育及び保育所並みの預かり保育を実施し、3歳以上児の保育の確保に取り組んでいます。

このことにより、保育所入所年間延べ児童数は減少傾向にありますが、幼稚園預かり保育の年間延べ児童数はおおむね横ばいで推移しています。

図表 出生者数の推移（再掲）

区 分	平成27年 (2015)	28年 (2016)	29年 (2017)	30年 (2018)	令和元年 (2019)	2年 (2020)
出生者数（人）	397	352	329	325	310	268

資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

図表 保育所・幼稚園預かり保育の年間延べ児童数の推移

区 分	平成27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)
保育所入所児童数(人)	11,115	8,082	7,375	6,977	6,786	6,167
うち3歳未満(人)	6,996	7,309	7,025	6,845	6,749	6,146
幼稚園預かり保育(人)	4,575	8,480	9,061	8,892	9,013	8,521

資料：子育て支援課

② 高齢者（要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数）

65歳以上の人口は、令和2年9月30日現在で26,439人となっており、これまで増加傾向にありましたが、今後減少に転じることが見込まれます。

また、要支援・要介護認定者数は、平成30年（2018年）をピークに減少傾向にありますが、要介護3以上の割合の増加が見込まれます。

図表 高齢者・要介護認定者・認定率の推移

区 分	平成27年 (2015)	28年 (2016)	29年 (2017)	30年 (2018)	令和元年 (2019)	2年 (2020)
65歳以上人口(人)	25,258	25,620	25,887	26,200	26,296	26,439
高齢化率(%)	35.1	36.2	37.2	38.2	39.0	40.0
要支援・要介護認定者数(%)	5,613	5,709	5,813	5,903	5,866	5,802
認定率(%)	22.2	22.3	22.5	22.5	22.3	21.9
要介護度3以上の割合(%)	37.6	37.8	38.1	37.3	37.0	37.6

資料：住民基本台帳、介護保険事業状況報告、各年9月30日現在

認知症高齢者については、平成27年（2015年）より増加傾向にあり、高齢化率の上昇とともに今後増加すると見込まれます。

引き続き認知症への市民の理解や地域で支える取り組みが求められます。

図表 認知症高齢者の推移

区 分	平成27年 (2015)	28年 (2016)	29年 (2017)	30年 (2018)	令和元年 (2019)	2年 (2020)
認知症高齢者数(人)	3,785	3,947	4,205	4,360	4,280	4,480

資料：厚生労働省介護保険データベース、各年10月末現在

③障害者（手帳所持者数）

本市の障害者数（手帳所持者等）は各年度で増減がみられ、令和2年度（2020年度）末現在、身体障害者手帳交付者が3,764人、療育手帳（知的障害者の手帳）交付者が793人、精神障害者保健福祉手帳交付者が519人となっています。

また、令和2年度（2020年度）末の特定疾患医療受給者数は668人、小児慢性特定疾患医療受給者数は50人となっています。

図表 障害者（手帳所持者等）の推移

区 分	平成27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)
身体障害者手帳	3,936	3,865	3,833	3,791	3,806	3,764
療育手帳	722	737	750	762	769	793
精神障害者保健福祉手帳	406	407	471	466	498	519
計（人）	5,064	5,009	5,054	5,019	5,073	5,076

資料：社会福祉課、各年度末現在

④生活保護（受給世帯、受給人員）

令和2年度（2020年度）末の生活保護受給世帯数は552世帯で、受給人員676人、保護率10.63%となっており、平成27年度（2015年度）と比較すると、受給世帯、受給人員、保護率ともに増加しています。

図表 生活保護受給世帯・人員・保護率の推移

区 分	平成27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)
受給世帯（世帯）	500	505	507	507	533	552
受給人員（人）	647	632	626	618	641	676
保護率（‰）	9.35	9.25	9.31	9.37	9.88	10.63

資料：社会福祉課、各年度末現在

※‰（パーミル）：1000分の1を1とする単位

⑤成年後見制度（相談件数）

地域包括支援センターへの相談件数は、各年度で増減がみられ、平成28年度（2016年度）が253件で最も多く、令和2年度（2020年度）の相談件数は233件となっています。

また、市長申立件数は、令和2年度（2020年度）が最も多く6件となっています。

図表1 地域包括支援センターへの成年後見人関係相談件数の推移

区 分	平成28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)
延べ相談件数	253	86	52	101	233
うち新規相談件数	12	14	8	8	18

資料：介護福祉課、社会福祉課、各年度末現在

図表2 成年後見人市長申立件数

区 分	平成28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)
高齢者	0	0	0	1	5
障害者	1	0	0	0	1

資料：介護福祉課、社会福祉課、各年度末現在

⑥再犯防止（検挙人員、再犯者数）

令和元年（2019年）の市内警察署管内の検挙人員合計60人のうち、再犯者数は32人で、再犯者率が53.3%と、県再犯者率52.3%より高い傾向にあります。また、検挙人員のうち、無職者数は34人で、全体の56.7%となっています。

図表1 検挙人員のうち再犯者数と再犯者率等（少年を除く）

区 分	検挙人員	再犯者数（割合）		
		再犯者数（割合）	無職者数（割合）	高齢者数（割合）
若柳警察署管内	24	14 (58.3%)	19 (79.2%)	13 (54.2%)
築館警察署管内	36	18 (50.0%)	15 (41.7%)	12 (33.3%)

資料：仙台保護観察所（法務省矯正局資料）提供、令和元年

⑦生活困窮関係相談件数

自立相談支援センターへの相談件数は、令和2年度（2020年度）が229件で最も多くなっています。

図表1 自立相談支援センターへの生活困窮関係相談件数の推移

区 分	平成28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)
延べ相談件数	62	73	63	157	229

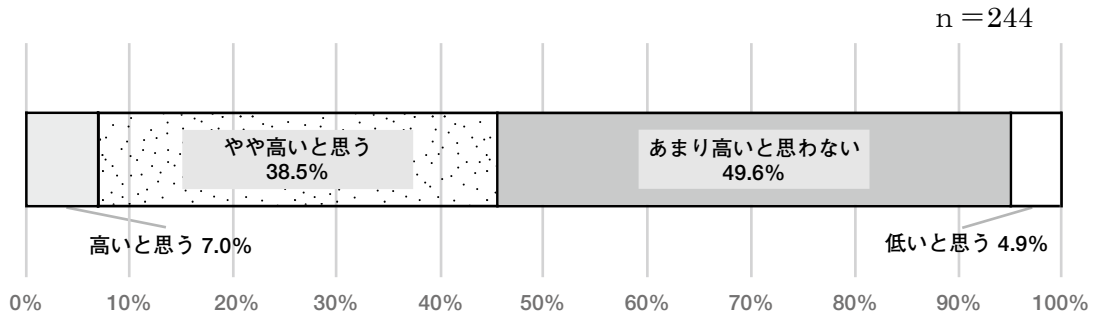
資料：社会福祉課、各年度末現在

(2) アンケート調査からみる地域の課題 (調査対象：民生委員児童委員)

① 地域福祉活動への住民の関心度

日ごろから、福祉活動を行っている民生委員児童委員からみた、住民の関心度は、「高いと思う」が7.0%、「やや高いと思う」が38.5%、「あまり高いと思わない」が49.6%、「低いと思う」が4.9%となっており、関心が低いと感じている割合がやや多い結果となっています。

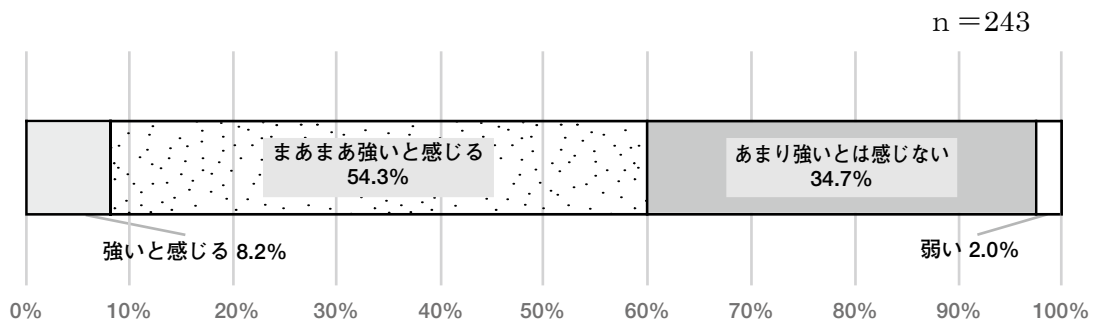
※「施策1-1 地域福祉の醸成」(29ページ)に関連



② 住民同士のつながり合いや支え合い

住民同士のつながり合いや支え合いの度合いは、「強いと感じる」が8.2%、「まあまあ強いと感じる」が54.3%となっており、それぞれの地区で住民同士のつながりや支え合いが日常的に行われている状況がうかがえます。

※「施策1-1 地域福祉の醸成」(29ページ)に関連

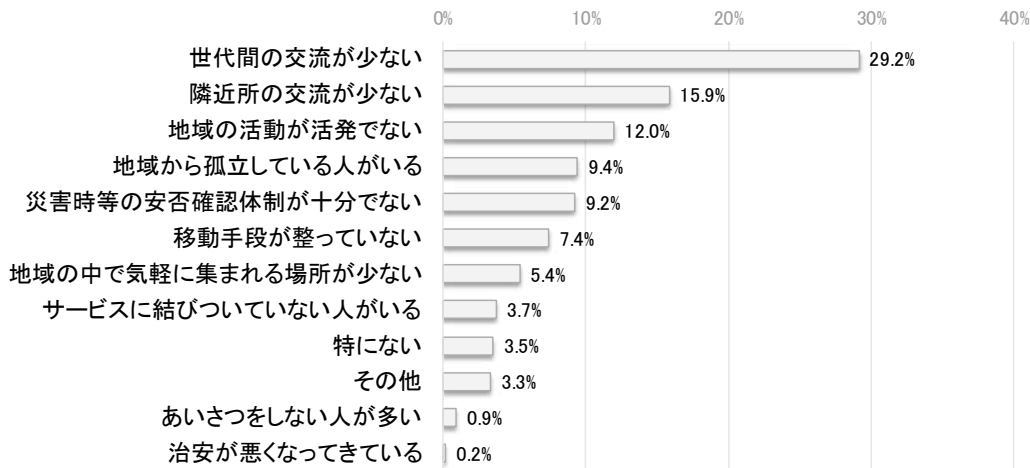


③ 地域で課題に感じること

地域で課題に感じることについては、「世代間の交流が少ない」が29.2%と最も高くなっています。次いで「隣近所の交流が少ない」(15.9%)、「地域の活動が活発でない」(12.0%)となっています。地域活動に若い世代の参加が少ない現状がうかがえます。

※「施策1-1 地域福祉の醸成」(29ページ)に関連

図表 地域で課題に感じること n=542 (3つまで回答可)

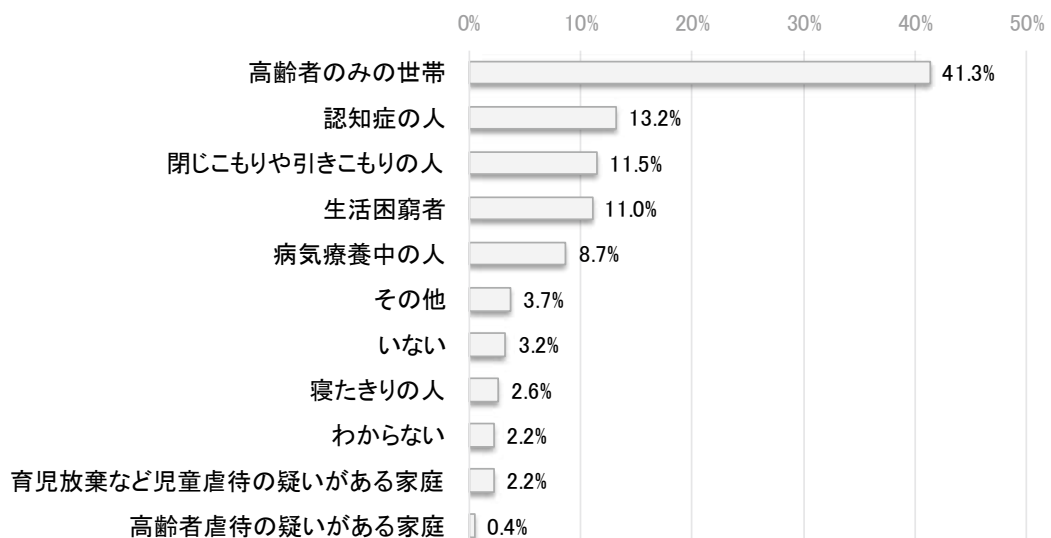


④ 地域で課題を抱えている人

地域で課題を抱えている人については、「高齢者のみの世帯」が41.3%で最も高くなっています。次いで「認知症の人」(13.2%)、「閉じこもりや引きこもりの人」(11.5%)、となっています。高齢者のみの世帯が増え続ける一方で、認知症や引きこもり、生活困窮など、問題が複雑化してきている実態がうかがえます。

※「施策2-2 自立に向けたサービス利用・権利擁護の推進」(38ページ)に関連

図表 地域で課題を抱えている人 n=462 (3つまで回答可)

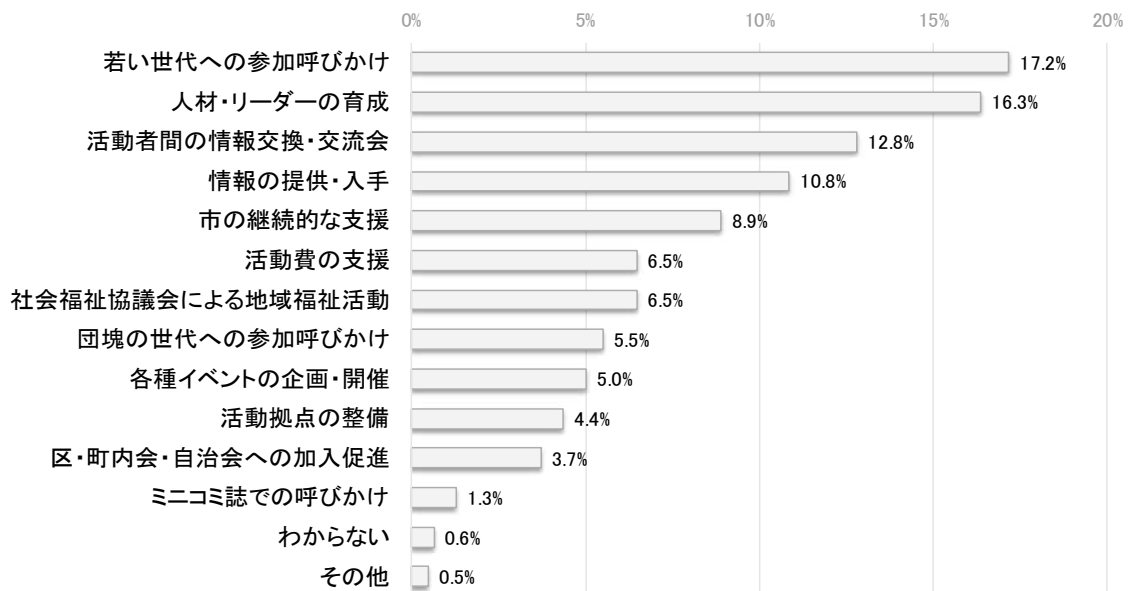


⑤ 地域活動の輪を広げるために必要なこと

地域活動の輪を広げるために必要なことについては、「若い世代への参加呼びかけ」が17.2%で最も高くなっています。次いで「人材・リーダーの育成」(16.3%)、「活動者間の情報交換・交流会」(12.8%)となっています。これから地域の担い手となる若い世代が地域活動に参加しやすくなるような働きかけや、人材育成、情報交換の場が求められています。

※「施策1-2 地域活動の推進」(32ページ)に関連

図表 地域活動の輪を広げるために必要なこと n=618 (3つまで回答可)

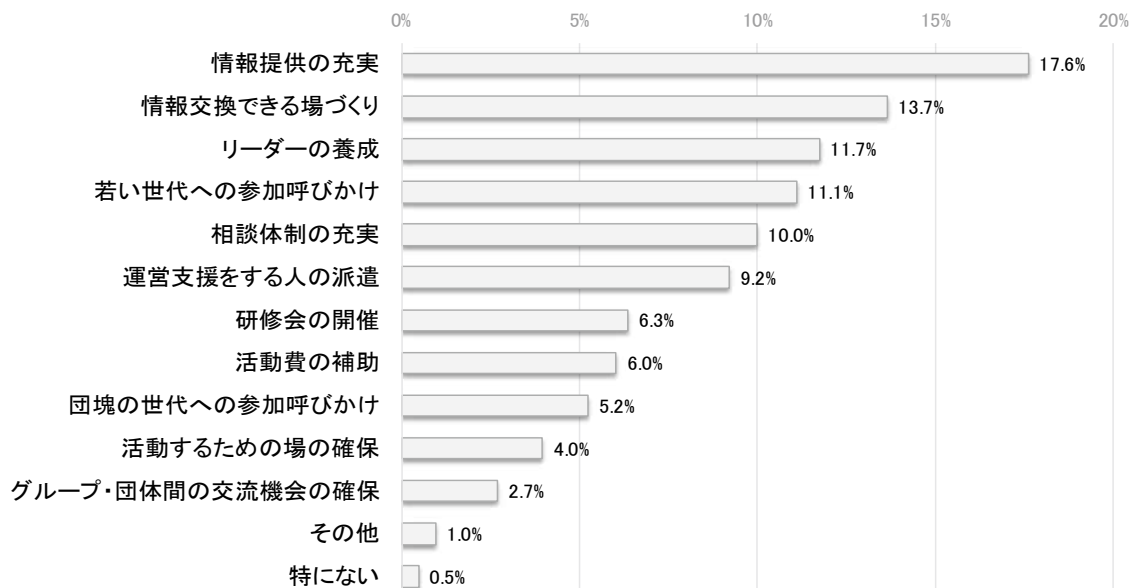


⑥ 地域福祉の推進のために行政に期待すること

地域福祉の推進のために行政に期待することについては、「情報提供の充実」が17.6%で最も高くなっています。次いで「情報交換できる場づくり」(13.7%)、「リーダーの養成」(11.7%)となっています。身近な場所で相談できるようにすることや、情報提供、交流の機会を設けるなどの支援が行政に求められています。

※「施策2-1 利用しやすい環境づくり」(35ページ)に関連

図表 地域福祉の推進のために行政に期待すること n=621 (3つまで回答可)

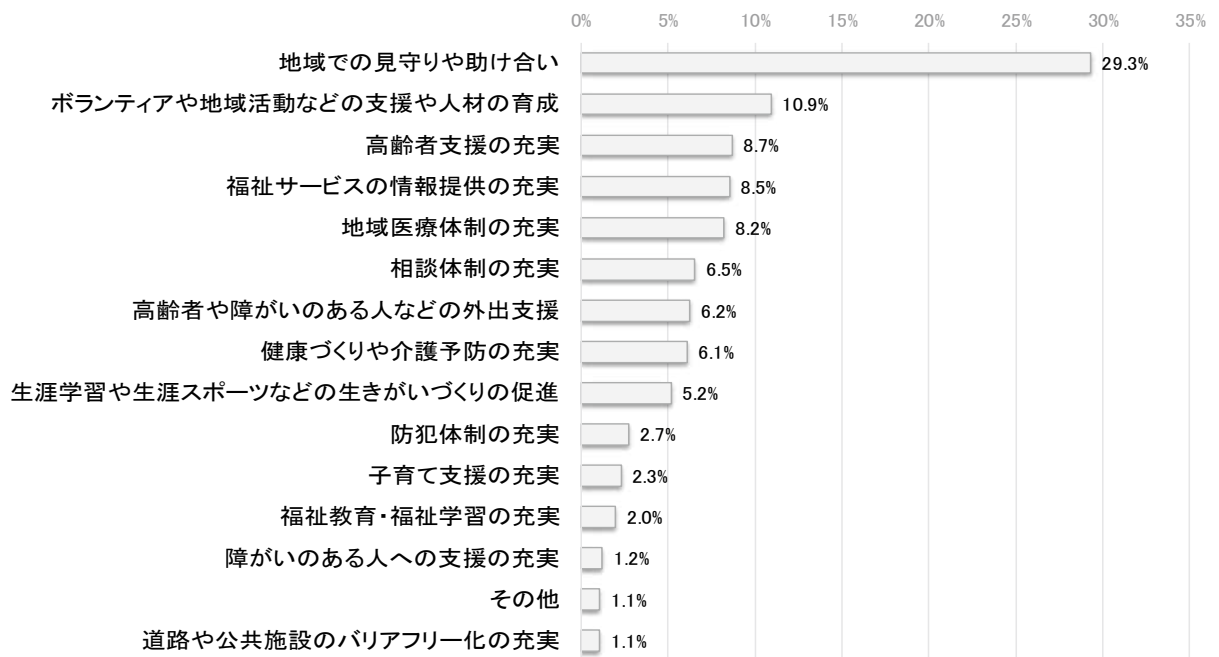


⑦ 安心して暮らすために必要なこと

安心して暮らすために必要なことについては、「地域での見守りや助け合い」が29.3%で最も高くなっています。次いで「ボランティアや地域活動などの支援や人材の育成」(10.9%)、「高齢者支援の充実」(8.7%)となっています。今後も高齢者が増え続ける現状において、住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域での見守りや支え合いは必要不可欠です。また、支える側の人々が活動しやすくなるように、人材育成の場や、相談体制、情報提供の充実が求められています。

※「施策3-1 保健・医療・介護・福祉の連携」(42ページ)、「施策3-2 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進」(45ページ)に関連

図表 安心して暮らすために必要なこと n = 658 (3つまで回答可)



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念 (めざす地域福祉の姿)

互いに支え合う、優しさと思いやりに 満ちたまち

少子高齢化が進行するなかで、地域でのつながりを大切にし、住み慣れた地域で互いに支え合い、安心していきいきと暮らすことができるよう、地域福祉を推進することが引き続き重要です。

そこで、第1期からの基本理念を引き継ぎ、地域のつながりを大切にし、困ったときには支え合いの輪が築かれ、優しさと思いやりに満ちた生活が送れる地域づくりに取り組みます。

また、生活支援へ結びつける多様な情報提供や相談の手段を利用しながら自立をめざし、誰もが社会的な差別や偏見、疎外感を受けることなく尊重し合う、安全安心な地域づくりをめざします。

～ 地域福祉の推進に向けた3つの視点 ～

視点1：「地域での支え合い・地域活動への参加」

- ・優しさと思いやりの心の醸成
- ・互いに助けたり、助けられたりする関係の構築
- ・福祉教育、担い手育成 等

視点2：「福祉サービス利用環境」

- ・情報提供、相談等による福祉サービスの利用支援
- ・個人の尊厳や権利を守る取り組み
- ・自立した暮らしのできる支援体制 等

視点3：「地域での自立した生活のできる福祉基盤」

- ・住み慣れた地域で自立した生活のできる生活基盤
- ・防災・防犯・生活安全対策 等

2 基本目標

地域福祉の推進に向けた「地域での支え合い・地域活動への参加」、「福祉サービス利用環境」、「地域での自立した生活のできる福祉基盤」の3つの視点を踏まえ、基本理念（めざす地域福祉の姿）の実現に向けた基本目標を掲げます。

基本目標1：みんなで作る支え合いの地域づくり

誰もが地域で安心していきいきと暮らしていくためには、地域に住む誰もが支えたり、支えられたりする関係にあることを認識し、地域を構成する一員として、地域福祉の一端を担っているという自覚を持ち、地域福祉について理解を深めることが重要です。

地域での支え合いは、市民同士の身近な関わりのなかで「顔の見える関係」を築いていくことが重要です。

そのため、地域福祉に関する市民意識の醸成を図るとともに、世代を超えて地域の人同士がつながり合い、地域の様々な課題に対して、それぞれができることを活かし、“近助”を通じて、互いに支え合う地域づくりをめざします。

基本目標2：利用しやすい福祉サービス・支援体制づくり

誰もが地域で安心していきいきと暮らしていくためには、すべての市民が個人として尊重され、権利が守られるとともに、福祉サービスが必要となったときに、必要なサービスを選択でき、適切に利用できることが求められます。

そのうえで、市民が日常生活のなかで何か困ったことに直面したときに、必要な福祉サービスについての情報が入手しやすいこと、気軽に相談できる窓口があることが必要です。

そのため、福祉サービスに関するわかりやすい情報提供を推進するとともに、福祉ニーズに応じた相談や支援を受け、自らの意思と判断により、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、利用しやすい福祉サービス・支援体制づくりをめざします。

基本目標3：自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくり

少子高齢化の進行や生活様式の多様化等により、地域には様々な人々が暮らしており、市民生活に求められる支援は、公的な制度では対応できない困りごとや複合的な課題、いざというときに求められる支援等、多岐にわたります。

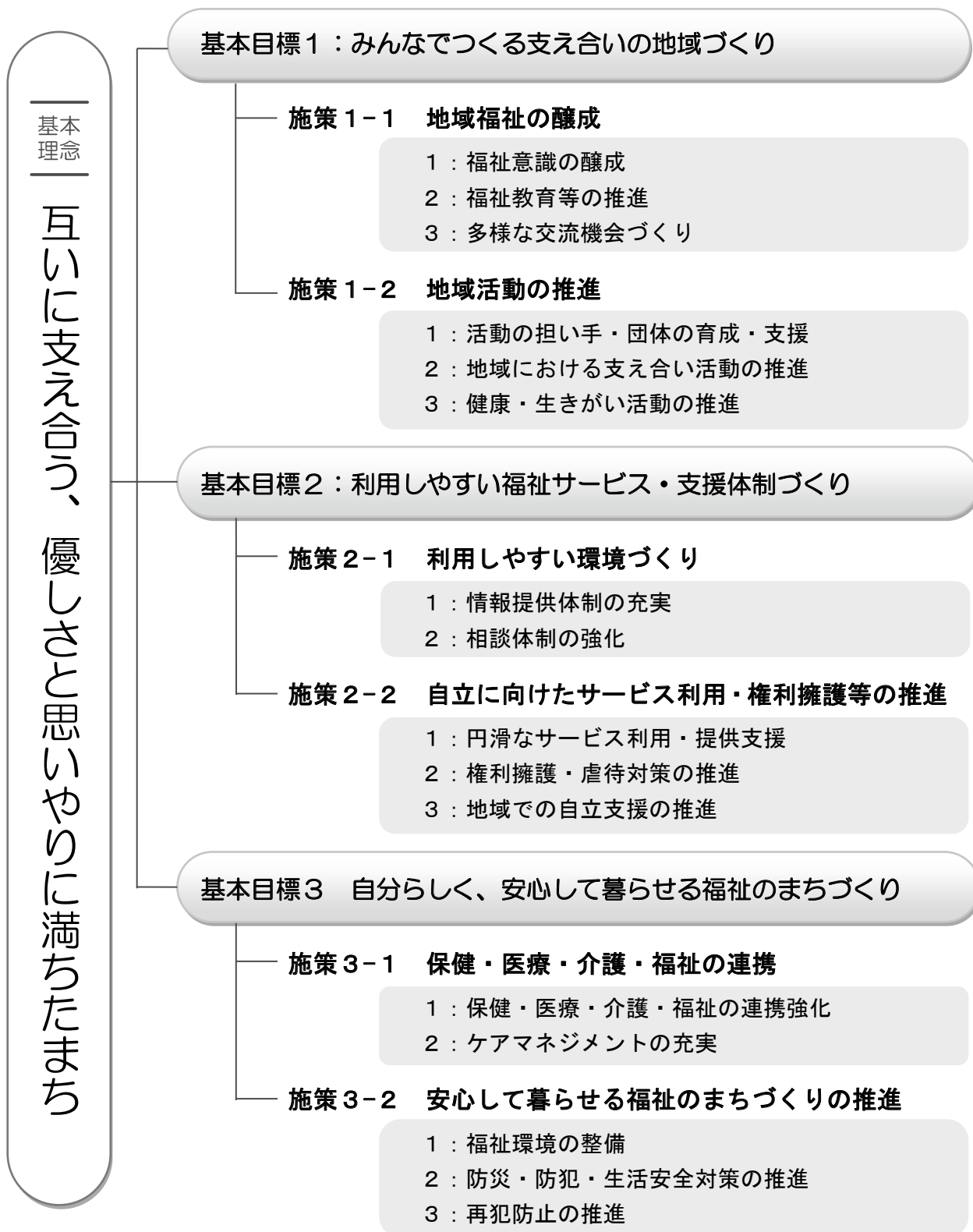
そのため、誰もが地域で安心していきいきと暮らしていくために、市をはじめ、市民、関係機関等による多様な主体が連携して、支援を必要とする人を早期に発見し、個々に求められる適切な支援をつなぐ重層的なネットワークの構築を図り、市民生活を支えるセーフティネットの充実を図ります。

また、地域における福祉環境の整備や自然災害、犯罪、交通事故等からの被害を未然に防ぐ活動を推進し、自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざします。

3 施策体系

以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。

図表 施策体系



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

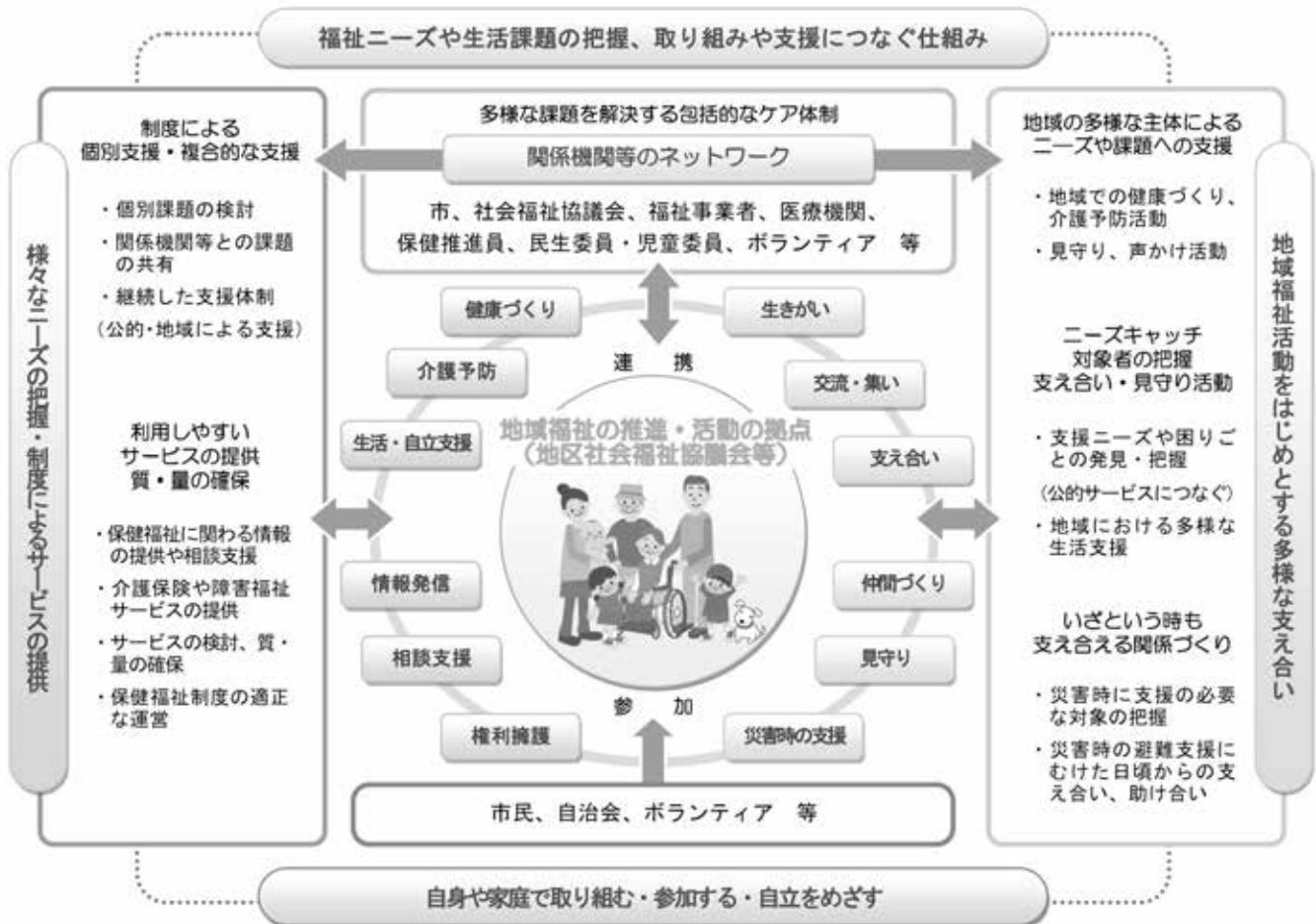
互いに支え合う地域づくりに向けて

(1) 互いに支え合う地域づくりのあり方

本計画では、互いに支え合う地域づくりに向けて「地域」という場所に主眼を置き、暮らしのなかで関わり合う人同士のつながりを通じて、優しさと思いやりを育み、様々な困りごとの支援や課題解決につなげる地域での支え合い、助け合いが機能する仕組みづくりを進めます。

また、こうした支え合いが日常だけでなく、災害時等、いざというときにも機能し、継続して地域福祉活動に取り組める地域づくりをめざします。

図表 互いに支え合う地域づくりのイメージ

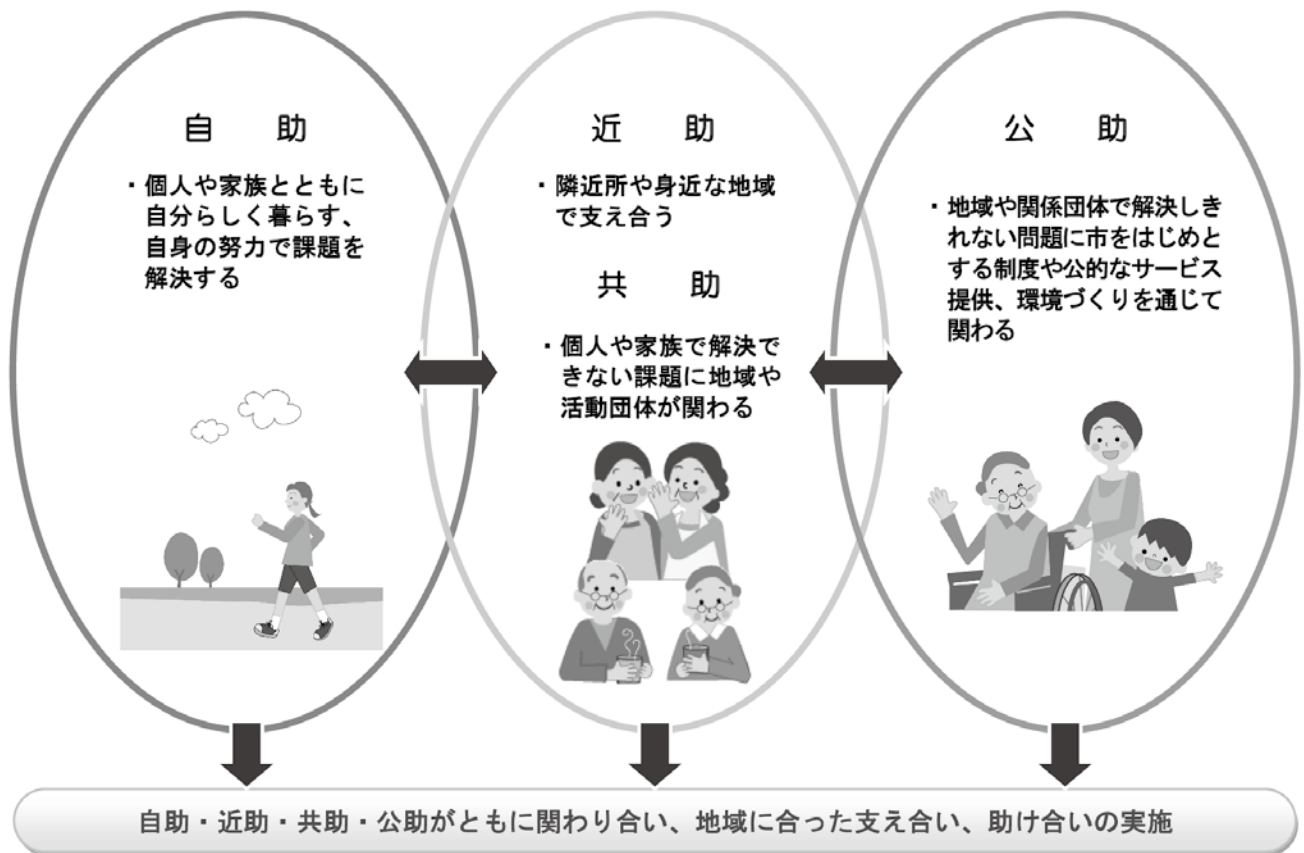


(2) 地域での支え合いの考え方（自助・近助・共助・公助）

市民が抱える困りごとや課題は多様化しています。

基本理念に掲げる地域福祉を推進するために、「自助・共助・公助」に加え、これまで培ってきた「近助」の精神を財産に、コミュニティの活性化につながる活動を支援することにより、市民・地域・市が相互に関わりながら、課題解決に向けて取り組みます。

図表 地域での支え合いの考え方（自助・近助・共助・公助）



基本目標 1 : みんなでつくる支え合いの地域づくり

施策 1-1 地域福祉の醸成

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 地域における支え合い、助け合いの取り組みが市内各地区で行われるためには、市民の地域福祉に関する理解を促すことが不可欠です。
- 子どもから大人まで、幅広い世代の市民が交流する機会を増やし、支え合い、助け合い活動の担い手となるよう、地域福祉の醸成を図る必要があります。
- 障害のある人や外国人等が、地域で安心して暮らし続けられるよう、相互理解を促進することが望まれます。

この施策でめざす取り組みと自身や地域の担う役割

[この施策でめざす取り組み]

- 地域福祉への関心や参加意識を高めるため、広報や学習機会、交流等を通じて地域福祉の醸成を図り、相互理解や活動参加への協力を促します。

施策 1-1 地域福祉の醸成

1 : 福祉意識の醸成

2 : 福祉教育等の推進

3 : 多様な交流機会づくり

[自身や地域が担う役割]

- 自分自身、各家庭で
 - 市民一人ひとりが地域福祉や地域でのできごとに関心を持ちましょう。
 - 身近な地域での支え合い、助け合いに関心を持ちましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 地域活動や世代間交流に参加し、「顔の見える関係」をつくりましょう。

施策の取り組み方針

1：福祉意識の醸成

① 広報紙等を通じた福祉意識の啓発

- 地域福祉に関する特集記事を組むなど、広報紙や社協だより等を活用し、市民の地域福祉意識の啓発に努めます。

② 交流等を通じた福祉意識の醸成

- 世代や性別、障害の有無、国籍や文化の違う市民同士の交流機会づくりに努め、お互いに助け合い、支え合う、福祉意識の醸成を図ります。

③ 学習機会を通じた福祉意識の醸成

- 生涯学習や学校等での福祉教育等、学習機会を通じて、地域における様々な課題を共有し、市民が互いの立場を理解し、福祉や人権に対する意識の向上に取り組みます。

2：福祉教育等の推進

① 福祉教育の推進

- 小中学校からの福祉教育を推進するほか、生涯学習の場などを活用し、交流、体験等の様々な機会を通して、障害や高齢者、認知症、子育て等への地域で共に支え合う理解を深める福祉教育を推進します。
- 人権教育や男女共同参画に関する啓発とともに、学校教育でのいのちを大切にする教育を推進します。

② 心の教育の推進

- いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを進めるとともに、学校教育でのいのちを大切にする心の教育を推進します。

③ 人権・男女共同参画の啓発

- すべての人の人権を尊重していくための人権啓発を推進します。
- 家庭や地域、職場等において男女共同参画の意識づくりに向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発を行います。
- DV（ドメスティックバイオレンス）やハラスメントなどの暴力や性別等による差別的な扱いの根絶に向けた取り組みをはじめ、人権尊重のための意識啓発や教育に努めます。

3 : 多様な交流機会づくり

① 多世代による地域の行事やイベントの実施検討

- 地域における各世代の活動の機会を世代間交流の機会と捉え、合同で活動を行うことや地域の行事やイベントを協力して実施するなど、各世代が積極的に協働できるよう支援します。

② サロン等を通じた交流機会

- 市の社会福祉協議会と連携し、高齢者をはじめとする地域の誰もが気軽に立ち寄り、交流のできるサロン（お茶っこ会）や福祉施設への訪問等を通じて、多様な交流につながる取り組みを検討します。

③ 子育て家庭の交流

- 地域全体で子育てしやすい環境を推進するため、子育て中の親子の相互交流の場を提供するとともに、育児不安を抱える保護者の相談や子育てサークルの育成支援等を行います。

施策 1-2 地域活動の推進

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 生活様式や価値観の多様化に伴い、地域活動への参加意識が低くなっており、市民の地域に対する関心を高めていくことが課題となっています。
- 地域の活動団体が活発に取り組みを行うために、場所や活動の支援を行うとともに、活動をけん引する人材の育成が求められます。

この施策でめざす取り組みと自身や地域の担う役割

[この施策でめざす取り組み]

- 地域福祉活動を実践する人材や団体の育成・支援に取り組みます。
- “近助”の関係づくりに向けて、地域における支え合いの仕組みづくりを進めます。
- 地域貢献や生きがいづくり、就労等を通じて、心身ともに健康維持につながる取り組みを進めます。

施策 1-2 地域活動の推進

1：活動の担い手・団体の育成・支援

2：地域における支え合い活動の推進

3：健康・生きがい活動の推進

[自身や地域が担う役割]

■ 自分自身、各家庭で

- 自らの意思や意欲を持って、健康づくりや生涯学習、スポーツ、就労等に取り組みましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 活発な地域福祉活動につながるよう、人材の育成や他団体と連携した活動を通じて“近助”の関係づくりに取り組みましょう。
- 地域での支え合い、助け合い活動を通じて、課題解決につながる方法について検討していきましょう。

施策の取り組み方針

1：活動の担い手・団体の育成・支援

① 地域の人材の確保・育成

- 地域の健康・福祉の推進のための人材の育成とともに、市民の持つ経験や能力を活かせるよう努めます。
- 地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーや活動団体の育成に努めます。

② 福祉活動団体・NPOの育成

- 福祉活動団体の活動や運営の活性化につながるよう引き続き活動を支援します。
- 各団体が相互に連携し、活動機会や範囲の拡大につながるよう支援に努めます。

③ 認知症サポーターの養成

- 認知症に対する正しい理解の普及やその支援の仕方について知識を習得する認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の方と家族を見守り、お互いに支え合える地域づくりを推進します。

④ 当事者団体・在宅介護を行う家族等への支援

- 障害のある人やその保護者の交流等を活発にしていくため、当事者団体の育成・支援に努め、障害のある人の社会参加と障害に対する理解の促進を図ります。
- 認知症講演会や家族の集いの実施等により、在宅介護を行う家族等を支援します。

⑤ 老人クラブへの支援

- 老人クラブによる健康づくりや地域活動等、自主的な取り組みを支援します。

2：地域における支え合い活動の推進

① 身近な地域の支え合い“近助”の関係づくり

- 日ごろから、身近な地域で顔の見える関係づくりに努め、様々な悩みや不安を把握、解決し、支え合える“近助”の関係づくりを進めます。
- 各地域の状況に合った支え合い活動のあり方を市と地域がともに考え、見守り、安否確認、話し相手等、多様な支え合い活動の推進に努めます。
- 勤労者や企業に対する男女共同参画の普及・啓発を行い、男性も仕事を離れてボランティア活動や福祉活動に参加できるよう取り組みます。

② 地域福祉活動の場の確保

- 地区社会福祉協議会等を拠点とした地域における高齢者や障害のある人等との交流の場や福祉活動団体の活動する場を確保し、地域での支え合い、助け合いの意識の醸成に努めます。

③ 関係組織・団体間の連携強化

- 市民、関係機関、市、社会福祉協議会がそれぞれの役割分担のもと、重層的に地域の支え合い活動に関わり、「地域の福祉力」を高め、相互に連携・協働していくことができる地域づくりを進めます。

3 : 健康・生きがい活動の推進

① 地域福祉活動・生きがいづくり等への参加促進

- 自治会活動や地域行事、生涯学習やスポーツ活動等の機会を活用し、多くの市民が地域への関心を高め、仲間づくりや様々な地域福祉活動への参加につながるよう努めます。

② 健康・介護予防の推進

- 健康づくりや介護予防を積極的・継続的に取り組んでいくことができるよう、健康づくりを推進する人材や、地域で自主的に健康づくり活動を行うグループ育成等を通じて、健康づくりを推進します。

③ 自立を支える働く場づくり

- 高齢者や障害のある人等、自立と生きがい生まれる取り組みの一環として、働くことができる環境整備や働く場の確保に向けて、関係機関と連携しながら相談支援や情報提供、就労支援を行います。

基本目標 2 : 利用しやすい福祉サービス・支援体制づくり

施策 2-1 利用しやすい環境づくり

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 支援を必要としている市民の誰もが必要な情報を得られるよう、多様な手段で情報発信や利用者の視点に立ったわかりやすい内容で情報提供するなどの配慮が必要です。
- 市民の抱える様々な困りごとや課題を早期に発見し、適切に対応できるよう様々な情報提供とともに、地域のなかでの身近な相談から総合的・専門的な相談まで、多様化・複合化するニーズに対応した相談支援体制の強化が求められます。

この施策でめざす取り組みと自身や地域の担う役割

[この施策でめざす取り組み]

- 地域の情報や福祉に関する情報が必要な市民に届くよう、情報提供・広報の手段の充実を図ります。
- 地域生活における様々な相談を通じて、必要なサービスの利用や支援へつなぐことのできる相談体制の強化に取り組みます。

施策 2-1 利用しやすい環境づくり

1 : 情報提供体制の充実

2 : 相談体制の強化

[自身や地域が担う役割]

- 自分自身、各家庭で
 - 様々な福祉サービスについて、広報紙やホームページ、パンフレット等に目を通し、情報を入手しましょう。
 - 不安や悩みがある場合や福祉サービスの利用等についてわからないことは、相談窓口や民生委員・児童委員等に相談しましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 市民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、支援につなげましょう。

施策の取り組み方針

1：情報提供体制の充実

① 情報提供・広報手段の充実

- 保健福祉に関する多様な情報を効果的に提供するために、広報紙をはじめ、各種パンフレット、ホームページ等、多様な媒体を活用し、情報提供手段の充実に努めます。

② 利用者の立場に立った情報提供

- 世代の違い、障害の有無、その他様々な生活上の違いにより、希望する情報や情報を得る手段は異なることから、誰もが適切に情報が得られるよう配慮し、利用者の立場に立った情報提供に努めます。

③ 身近な地域での情報提供の検討

- 制度や福祉サービスの説明等について、身近な地域でわかりやすく情報を提供する仕組みを検討します。

④ 地域福祉活動情報の発信

- 地域福祉への意識が深まり、活動への参加が円滑にできるようにするため、地域や福祉活動団体等とのパイプづくりを行うとともに、広報紙やホームページを活用し、保健・医療・福祉や地域の情報を発信します。

⑤ ボランティアセンターの充実

- ボランティア活動を希望する方の登録の受付、ボランティア活動をしたい人、必要としている人、福祉施設などからの相談、連絡調整を実施するボランティアセンターの周知とともに、きめ細やかなボランティア相談が行えるような体制づくりに努めます。

2：相談体制の強化

① 総合的な相談支援体制の充実

- 市民が抱える様々な困りごとや課題の解決、必要なサービスの適切な利用につながるよう、総合的な相談支援体制を構築し、どこで相談できるのか相談窓口をわかりやすく周知します。

② 相談窓口間の連携による情報共有

- 利用者の利便性を高めるため、様々な相談窓口から得られたニーズや相談内容を相談窓口間で共有し、総合的な対応ができる相談支援体制をめざします。

- 専門的な相談が必要な場合には、的確にその窓口につながるよう、窓口間の連携を図ります。

③ 身近な地域での相談支援の充実

- 地区社会福祉協議会を拠点とした身近な地域での福祉活動を通じて、市民の生活や福祉にかかる課題、ニーズをキャッチし、迅速に対応できる体制づくりをめざし、誰もが気軽に相談でき、総合的に情報を得られる仕組みづくりを推進します。

④ 民生委員・児童委員等の訪問活動の促進

- 民生委員・児童委員等の地域において市民の相談活動などを行う人が、きめ細やかな相談や情報提供ができるよう訪問活動を促進し、その役割の周知に努めます。

施策 2-2 自立に向けたサービス利用・権利擁護等の推進

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 市民が安心してサービスを選択し利用につながるよう、市はサービス提供事業者等と連携して、円滑なサービス利用を支援するとともに、福祉サービスに関する苦情に対応し、サービスの質の向上を図る必要があります。
- 福祉サービスの提供をはじめ、生活の様々な場面で権利を侵害されたり、虐待等により個人の尊厳が侵されることのないよう防止に取り組んでいく必要があります。
- とりわけ虐待は、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要であり、そのためには、民生委員・児童委員や児童相談所、女性相談支援センター等の関係機関との連携を密にした対応が求められます。
- 市民の誰もが生涯をいきいきと自分らしく過ごせるよう、生活の視点から自立に向けて幅広い分野での連携を図る必要があります。とりわけ社会的に孤立している人や生活困窮者の課題では、包括的な支援に取り組むことが重要となっています。
- 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人を支援する成年後見制度の利用者は増加が見込まれます。

この施策でめざす取り組みと自身や地域の担う役割

[この施策でめざす取り組み]

- 市民が自らの生活のあり方を選択し、安心して利用できる仕組みを検討するとともに、必要なサービスの質・量の確保に努めます。
- 市民一人ひとりの人権を尊重し、虐待防止とともに、早期発見、解決に取り組めます。
- 生活困窮者をはじめ、誰もが自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援に取り組めます。

施策 2-2 自立に向けたサービス利用・権利擁護等の推進

1 : 円滑なサービス利用・提供支援

2 : 権利擁護・虐待対策の推進

3 : 地域での自立支援の推進

〔 自身や地域が担う役割 〕

- 自分自身、各家庭で
 - 自らの暮らし方や支援を選択し、自立した生活を送りましょう。
 - 不安や悩みは、一人で悩まずに積極的に相談するよう心掛けましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 隣近所で異変に気づいたら、関係機関へ相談、連絡・通報しましょう。
 - ふだんから、隣近所や地域の人への目配り、気配りに努めましょう。
 - 支援や協力を求められた場合には、積極的に手助けを行いましょう。

施策の取り組み方針

1：円滑なサービス利用・提供支援

- ① サービスや支援の必要な対象者の把握
 - 身近な地域での福祉活動や民生委員・児童委員と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるほか、各種健診、調査等を通じてサービスや支援の必要な対象者や福祉ニーズを把握します。
- ② 福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討
 - 市民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業者によるサービス情報の提供に努めます。
- ③ サービスの質の向上
 - 福祉サービス利用者が安心して利用できるよう、事業者への実地指導やケアマネージャーに対する指導・助言・監督などを継続し、サービスの質の向上を図ります。
- ④ 苦情解決体制の充実
 - 福祉サービス利用者やその家族に対して苦情解決制度を周知するなど、苦情解決体制の充実を図るとともに、申し出のあった苦情等の情報を活かし、サービスの質の向上につなげます。

2：権利擁護・虐待対策の推進

- ① 権利擁護・成年後見に関する制度の周知と利用促進
 - 様々な機会を通じて、判断能力が十分でない方を守る日常生活自立支援事業（まもり一歩）、成年後見制度の普及に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、体制の整備とともに、制度の周知と利用促進を図ります。

② 認知症対策の推進

- 市民への認知症に関する啓発を行うとともに、自身や家族、近隣の人が認知症になった場合の対応について具体的なイメージを持つことができるよう普及に努めます。
- 認知症の早期診断、早期対応に向けた継続的、包括的な支援を行い、必要なサービス等の提供につなげます。

③ 見守り等による要援護者早期発見・通報体制の強化

- 地域で行う見守り活動やサロン（お茶っこ会）の開催を通じて、虐待や暴力に関わる要援護者や権利擁護の必要な市民の早期発見・通報体制を強化します。
- 虐待の通報義務等について周知を図るとともに、民生委員・児童委員や市民、関係機関との連携を密にし、要援護者の早期発見に努めます。

④ 関係機関との連携強化

- すべての人の権利が尊重され、その人らしく生活できるよう地域や関係機関との連携により、虐待の早期発見や適切な対応、一貫した虐待防止の取り組みを強化します。
- 成年後見制度の利用促進及び機能強化に向けて、地域連携ネットワークの構築や相談機能をはじめ、情報連携の核となる中核機関の在り方についても検討し、横断的な支援体制の整備に努めます。

⑤ 成年後見人等担い手の養成と支援

- 成年後見制度の担い手を確保するため、制度の新たな担い手として市民後見人や法人後見等の導入を検討するとともに、後見人等に対する相談支援を行うなど、後見人等の活動が円滑に行われるための体制整備に努めます。

3：地域での自立支援の推進

① 生活困窮者やひきこもり状態にある人への支援

- 生活保護制度に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて自立を支援します。
- 地域での見守り等を通じて生活困窮者やひきこもり状態にある人の実態把握に努めるとともに、関係機関との連携のもと、子どもの貧困対策も視野に入れながら、個々の状況に応じて、相談支援をはじめ生活福祉資金の貸付や住居確保などの生活支援により自立を支援します。
- 就労困難な社会的弱者に対し、関係機関、民間企業の協力を得ながら、就労による経済的自立を支援します。

② 高齢者への自立支援

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を送り続けることができるよう、介護保険サービスの提供とともに、各種の生活援助の実施・充実に取り組みます。
- 介護は必要としないまでも、見守りや支援が必要な高齢者の日常生活の自立を支援し、閉じこもりの予防を図ります。

③ 障害のある人への自立支援

- 障害のある人一人ひとりが自らの生活のあり方を決めることができるよう、サービス提供事業者等とともに、個々の状況や必要に応じて自立生活に必要な障害福祉サービス提供ができる基盤を整備します。

基本目標 3 : 自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくり

施策 3-1 保健・医療・介護・福祉の連携

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 誰もが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して、いきいきと暮らせるよう、健康増進から疾病の予防、治療、介護サービスなど、保健から医療さらには福祉に至るサービスを切れ目なく提供される、包括的な地域ケア体制の構築が求められています。
- 市民生活のなかで求められる支援やサービスは様々であり、制度によるサービスでは対応が困難な方や福祉サービスの利用に自らつながることのできない方への対応も必要となっており、地域における支え合いがこれまで以上に求められています。
- 今後は公的な福祉サービスとともに、身近な地域での支援を組み合わせながら、総合的に提供し、制度の狭間にある課題解決に取り組んでいくために、多様な主体との連携が必要となります。

この施策でめざす取り組みと自身や地域の担う役割

[この施策でめざす取り組み]

- 支援が必要な人に早期に気づき、確実に支援につながるよう、保健・医療・福祉をはじめ、多様な主体の連携による、継続的、重層的な支援に取り組みます。
- 地域社会で支える地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進します。

施策 3-1 保健・医療・介護・福祉の連携

1 : 保健・医療・介護・福祉の連携強化

2 : ケアマネジメントの充実

[自身や地域が担う役割]**■ 自分自身、各家庭で**

- 一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域福祉活動で得た様々な課題を関係機関等につなぎましょう。

施策の取り組み方針**1：保健・医療・介護・福祉の連携強化****① 保健・医療・介護・福祉の連携**

- 多様化・複雑化する生活や福祉の課題に対応するため、健康づくり、疾病予防、健康相談、訪問指導等の「保健サービス」、診療・治療等の「医療サービス」、通所介護や訪問介護などの「介護サービス」、生活援助等の「福祉サービス」の連携を強化し、総合的に提供することができるよう努めます。

② 保健・医療・介護・福祉環境の整備

- 高齢者や障害のある人が必要に応じたサービスを受けながら、身近な地域で生活を送ることができるよう環境を整備します。
- 在宅医療と介護の両方を必要とする高齢者が在宅での生活を継続できるよう、在宅医療の連携の仕組みづくりを進めます。
- 市民の福祉ニーズを把握し、介護保険制度による地域密着型サービスや、障害福祉サービスにおけるグループホーム等の必要な整備について検討します。

2：ケアマネジメントの充実**① 地域福祉ネットワークの構築**

- 地域において支援の必要な方への見守り等、身近な地域での福祉活動の充実に努めるとともに、地区社会福祉協議会等の各地区の拠点を中心に、市民や関係機関の地域ネットワークづくりを支援します。

- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携し、身近な地域での福祉活動を通じて、市民の様々な課題を“発見”できる仕組みづくりを進めます。
- サロン活動（お茶っこ会）や見守り活動、安否確認活動等、身近な地域での福祉活動を通じて、支援の必要な方の早期発見・早期ケアにつなげるために、地域と地域包括支援センターや相談支援事業者、子育て支援センター等との連携強化に努めます。

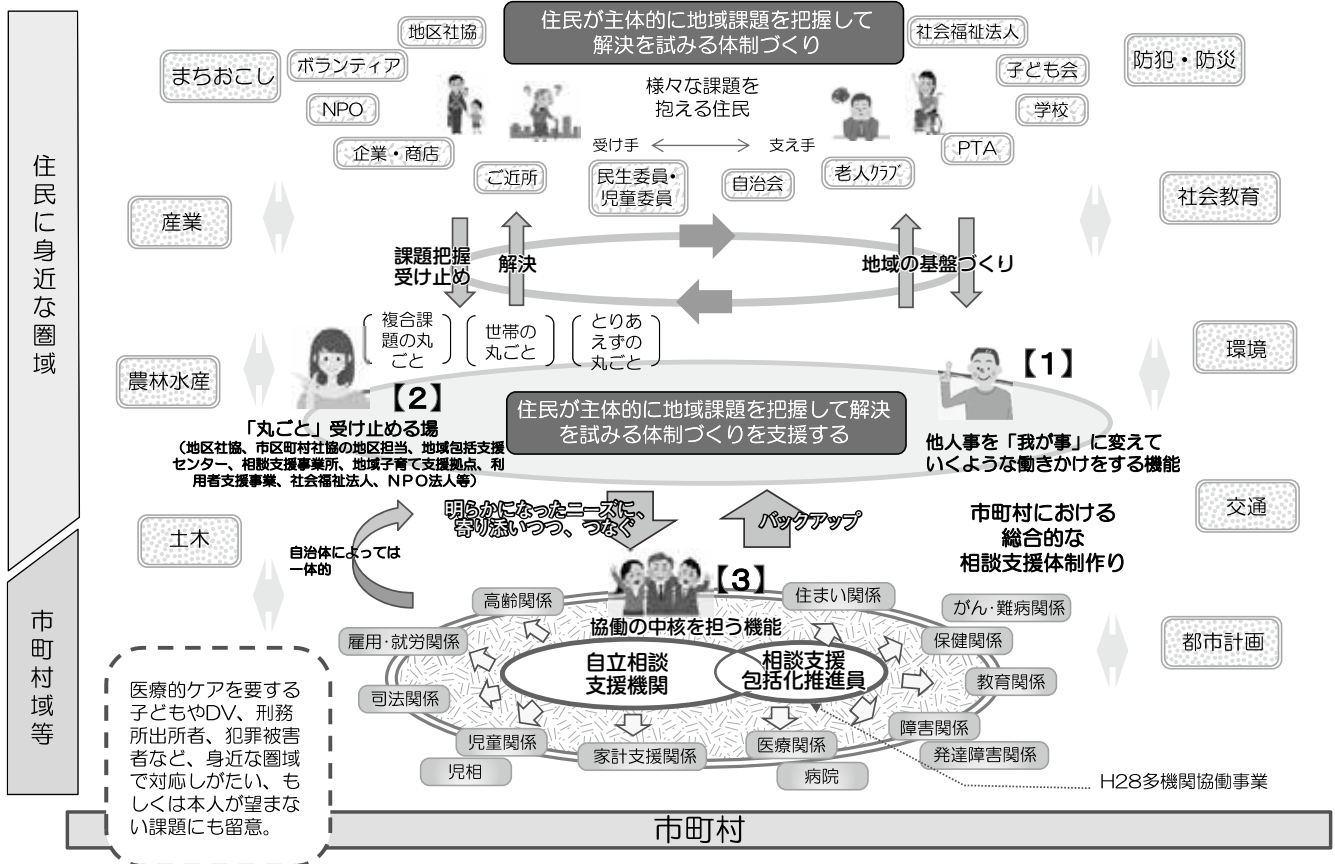
② 地域でできる支援メニューの検討

- 身近な地域での福祉活動等を通じて把握した、様々な課題や新たなニーズに対応した生活支援について検討します。

③ 包括的な支援体制の構築

- 国等の動きを見据えながら、地域包括ケアシステム等を着実に推進するとともに、こうした包括的な支援体制の適用を拡大し、多様な福祉ニーズや複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題に対応するため、「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築に向けた検討を進めます。
- 地域福祉活動の中核を担う包括的な支援体制の構築に向けて、体制づくりとともに、必要な人材育成に取り組みます。

図表 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



資料：厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会（地域力強化検討会）」中間とりまとめ（平成28年12月）

施策3-2 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 誰もが自由に外出や移動ができる、安全安心で暮らしやすい生活環境が形成されていることは、地域福祉を推進するうえで重要であり、誰もが安全に安心して暮らせる福祉のまちづくりが求められます。
- 近年の台風や大雨、地震等の大規模な自然災害の発生により、地域における支え合い、助け合いの重要性が認識され、自ら避難することが困難な要支援者への避難支援なども含め、総合的な避難支援体制づくりを強化する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症は、家庭・地域・職場などの日常生活に、様々な影響を及ぼしており、交流機会の自粛や制限など活動の機会が減少する中においても、地域活動による支え合い機能を維持していくことが必要です。
また、災害時の避難所運営や避難支援について、感染症対策を講じた運営を行う必要があります。
- 子どもや高齢者が犯罪や交通事故に巻き込まれるケースが増加するなか、日ごろから様々な活動を通して防犯や交通安全活動を進める必要があります。
- 過去に犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症があるなどの問題をかかえている場合が多いことから、円滑な社会復帰に向けた支援を行う必要があります。

この施策でめざす取り組みと自身や地域の担う役割

[この施策でめざす取り組み]

- 誰もが自由に外出や移動ができるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障害のある人をはじめ、市民の移動手段の確保に努めます。
- ふだんから地域で協力し合い、避難支援や必要な支援体制を整え、地域の防災力の向上に努めます。
- 様々な活動を通じて地域の安全意識を高め、防犯・再犯防止・生活安全対策を推進します。
- 感染対策と地域活動による支え合い機能の維持を両立するため、感染対策を講じた事業の実施に努めます。

施策3-2 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進

1：福祉環境の整備

2：防災・防犯・生活安全対策の推進

3：再犯防止の推進

[自身や地域が担う役割]

■ 自分自身、各家庭で

- 日ごろから防災用品・避難場所・避難経路等を確認しましょう。
- 地域で危険箇所を発見したら、市や関係機関に連絡しましょう。
- 自身や身近な人を感染症から守るため、新しい生活様式を実践しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合いましょう。
- 地域の防災訓練や防犯、交通安全活動に参加しましょう。
- 再犯防止に向け、立ち直りを支える地域づくりを心がけましょう。
- 地域活動を実施する際は、感染対策を講じた上での実施を心がけましょう。

施策の取り組み方針

1：福祉環境の整備

① 生活空間のバリアフリー化の推進

- 公共施設については、既存施設のバリアフリー化を進めるとともに、新たに整備するものについては、*ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を推進します。

*ユニバーサルデザイン：

文化・言語・国籍の違い、年齢や性別の差異、障害・能力を問わず、全ての人にとって使いやすい施設・製品・情報・環境などのデザインのこと。

- 道路や歩道を整備する際は、段差の解消や安全な道路環境の整備に努めるほか、市民の誰もが自然に支え合うことができるよう、バリアフリー化を推進します。

② 公共交通、移動支援の検討

- 高齢者や障害のある人をはじめ、様々な人の意見を反映し、地域の状況を踏まえた公共交通をはじめとする移動支援を検討します。

③ 市民のモラルやマナーの向上

- 市民のモラルやマナーを向上するために広報・啓発に取り組むほか、子どもへの安全対策を含めた「あいさつ」や「声かけ」運動を推進します。
- 誰もが住みやすい生活環境を通じて、地域活動の活性化や安全安心な地域づくりにつながるよう、清掃活動や美化活動を推進します。

2：防災・防犯・生活安全対策の推進

① 防災意識の向上

- 避難所の周知や災害時の備え等、防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等における防災教育や広報紙、パンフレットを活用した市民への啓発、情報提供の充実を図ります。

② 避難行動要支援者名簿の整備

- 避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理するため、個人情報に配慮しながら避難行動要支援者名簿を整備し、定期的に更新します。

③ 地域防災訓練の実施及び避難所での支援の検討

- 災害発生時の災害応急活動の問題点を把握し、減災につながる応急活動となるよう、避難行動要支援者も参加した地域における防災訓練を実施します。
- 災害時に特別な配慮を必要とする方を対象とした福祉避難所や災害時支援協定施設の円滑な設置・運営を進めるため、協定施設との防災訓練の実施や協議により連携を強化します。
- 避難所の密接した環境下での生活において、避難者の状態別に滞在エリアを分けるなど、新型コロナウイルス感染症等の感染対策を講じた避難所の運営に努めます。

④ 防犯活動の推進

- 地域における防犯意識を高めるため、広報紙での啓発や講座の開催等、啓発活動に努めるほか、警察や各関係団体と連携のもと、防犯パトロール等、自主防犯活動の展開を支援します。

⑤ 交通安全に関する活動の推進

- 子どもの自転車の安全運転や高齢者の交通事故被害、または高齢者が運転する自家用車による交通事故に巻き込まれることのないよう、交通安全教室等を介した交通安全運動を推進します。

⑥ 消費者被害の防止

- 関係機関と連携し、消費者被害の実態やその防止方法等の啓発に努めるとともに、消費生活相談等により被害に遭遇した場合の相談、支援を行います。

3：再犯防止の推進

① 宮城県再犯防止推進計画の推進

- 宮城県再犯防止推進計画に基づいて、市町村が行うべき取組を積極的に推進し、安全で安心な地域づくりのためのネットワークを構築していきます。

② 孤立のない地域づくり活動の推進

- 過去に犯罪をした者等であるかどうかに関わらず、福祉・医療・住宅などの様々な分野で支援が必要な者に対し、必要な支援を実施します。
- 犯罪をした者等が孤立せず地域を構成する一員となり、再び犯罪を犯すことなく、誰も孤立しない地域づくりを推進します。

③ 保護司との連携強化及び活動支援

- 過去に犯罪をした者等の更生を助けることを目的に活動を行っている保護司との情報共有や連携強化に努めます。
- 地域における更生保護の活動拠点である、栗原更生保護サポートセンターへの支援を行います。
- 保護司が更生保護サポートセンターや自宅以外で保護観察等の実施のため必要な面接場所の確保について、連携・協力します。
- 保護司会と協働して、保護司の適任候補者の選定に協力します。

④ 民間協力者や関係機関・団体等との連携

- 更生保護女性会などの更生保護に関わる団体や支援者、保護観察所を始めとする法務省機関等との連携強化に努めます。
- 協力雇用主などの再犯防止に向けた就労に関する支援関係者や住居に関する支援関係者等との連携・支援を図り、市発注の入札参加資格審査等における加点を継続し、社会的評価の向上に努めます。

⑤ 再犯防止に関する周知啓発

- 犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図るために周知啓発を行います。

*宮城県再犯防止推進計画：

過去に犯罪をした者等のうち、支援が必要な者に対して、社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援し、再犯を防止するとともに県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現をめざすことを目的として令和2年3月に策定されました。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、それぞれの役割分担の考え方にに基づきながら、「市民」、「地域」、「関係機関」、「市」、「市社会福祉協議会」が協働で考えていくための指針となります。

また、基本理念である『互いに支え合う、優しさと思いやりに満ちたまち』の実現をめざして、各地区で行われている様々な福祉活動に対して、市は「地域福祉計画」、社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」に基づき、支援体制の充実を図ります。

(1) 本計画の推進体制

本市では、保健福祉施策全体と整合のとれた施策の推進を図るとともに、地域福祉の推進に向けた取り組みについての進捗を点検、計画の進行管理を行い、事業化や次期の地域福祉計画、地域福祉活動計画に反映できるよう、情報共有に努めます。

また、市民参加によって計画の推進状況の点検や提言、助言を行うとともに、複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題等については、関係機関等とのネットワークや各分野での包括ケア体制と連携を図るとともに、担当分野の枠を越えた組織横断的な施策展開や市民協働による地域保健福祉を推進します。

(2) 市民の参加による推進体制の整備

市民がサービス利用者としてだけでなく、福祉サービスの担い手として主体的に活動できる環境の整備をめざすとともに、地域で各種支え合い事業を行っている団体等の育成を図るため、研修や交流事業を実施していきます。本計画における地域福祉の推進は、高齢者、障害のある人、子ども・家庭、生活困窮者といった対象別に区分されるものではなく、地域の困っている人を発見し、可能な場合は地域で支え合い、市をはじめとする関係機関への相談、適切なサービスにつなげるのが重要です。

また、地域の現状を知り、市民一人ひとりが、“地域福祉の担い手”であり“支えが必要となる対象”であることを意識し、支え合いに参加することが特に重要です。

一方で、少子高齢化の進行等を背景に、地域を主体とする支え合いにも限界があります。そのため地域福祉の推進にあたっては、地域の多様なニーズをすくい取るために行政と地域が協働して、地域の現状を踏まえながら互いに支え合う地域のあり方をともに考えながら取り組んでいくことが求められます。

2 個別計画での取り組み方針

地域福祉の推進に向けて、各分野別に取り組む方向性をまとめます。

(1) 健康づくり

市民一人ひとりが元気で充実した生活を送り、健康寿命の延伸をめざすため、健康診査やがん検診について受診の機会の提供や受診勧奨に努めるとともに、生活習慣病予防に向けた健康情報の発信、各種健康教室の開催等の支援を行うことで、市民が自らの健康状態の把握と健康管理に取り組み、生活習慣の改善や重症化予防につなげていきます。

さらに、健康づくりを推進する人材や、地域で自主的に健康づくり活動を行うグループの育成等を通じて、地域からの健康づくりの促進を図り、健康づくり活動を継続して実践できる環境づくりに取り組みます。

(2) 子育て支援

保護者が喜びと自信を持って子育てをすることができるよう、乳幼児及び保護者が相互に交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報提供等を行うことにより、子育て家庭が地域で孤立することのないよう働きかけていきます。

また、市民の子育てへの関心や協力したいと考えている意識を、実際の活動につなげていく仕組みづくりを進め、市民一人ひとりが地域の一員として、子育てを見守り・協力し合っていけるまちづくりをめざします。

また、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」が役割分担・連携を図りながら、より効果的な支援を提供できる体制づくりに取り組みます。

(3) 障害福祉

障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、適切なサービス基盤の整備とともに、市の相談窓口を充実し、障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、地域で自立した生活を送るために必要なサービス情報の提供をはじめとする支援体制を整備します。

また、障害のある人の自己決定や選択に基づくサービス利用計画を作成し、福祉サービスのみならず、保健・医療・教育・就労等を含めた様々な支援を障害の特性や必要性に応じて総合的・継続的に行うケアマネジメント体制を整備していきます。

(4) 高齢福祉・介護保険

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指し、自立支援及び重度化防止に取り組み、介護保険サービスなどの公的サービスに加え、住民主体の介護予防に取り組みます。

また、地域包括ケアシステムの深化及び推進にあたり、高齢者を地域で支え合う地域づくりに向けた住民意識の醸成のほか、認知症施策の推進及び在宅医療と介護の連携など、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを生活支援体制整備事業により推進します。

さらに、世代間の交流や地域における交流の場の提供を通じて、高齢者の生きがいや社会参加、仲間づくりへの支援の充実を図るほか、地域の高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能を活かし、地域で活躍できるような機会の確保に努め、身近な地域で気軽に参加・活動できる仕組みづくりを進めます。

*生活支援体制整備事業：

重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みであり、10地区に配置された生活支援コーディネーターが地域における資源開発や支援関係機関によるネットワーク構築などを行う社会福祉協議会への市委託事業。

(5) 安全安心な地域づくり

年齢、性別、障害の有無等を超えて理解を深め、互いの違いを認め合い、その人らしい生き方を尊重して地域のなかで共生していこうという心や、優しさや思いやりを持った支え合う意識の育成をめざしていくとともに、地域、学校、市社会福祉協議会等が協働して、福祉教育の充実を図ります。

また、地域福祉を推進する担い手としての市民の福祉意識の醸成に向けて、市民の地域への理解や関心を高めるとともに、市民が地域のことを知り、身近な課題や日常生活上の福祉ニーズに対する“気づき”を共有していくことができるよう、地域福祉に関する広報・啓発や学びの場づくりを進めます。

一方で、地域には、様々な理由から困難を抱える人がいます。


こうした地域の身近な課題を共有し、課題解決につなげていくことができる地域づくりを実現するためにも、地区社会福祉協議会を拠点とした支え合いや助け合い、交流機会の推進を図るとともに、市社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉を推進する資源となる人材、活動団体、民生委員・児童委員、サービス提供事業者等によるネットワークづくりに取り組み、それぞれの役割分担のもと、相互に連携・協働していくことができる、地域力の高いまちづくりをめざします。

さらに、いざというときの暮らしの安全安心を確保するためにも、防犯活動や災害時に特別な配慮を必要とする方等を支える地域のサポート体制づくりなど、地域ぐるみによる安全対策の充実を図ります。

3 SDGsの取り組み

SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、平成27年9月の国連サミットにおいて持続可能な開発目標として採択された全世界共通の目標です。「地球上の誰ひとりとして取り残さない」という誓いのもと人間、地球及び繁栄のための行動計画として、「貧困」「健康と福祉」「教育」「まちづくり」など17の目標と169のターゲットで構成されており、発展途上国のみならず、先進国も含めすべての国が取り組む経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むとして合意された普遍的なものであり、日本国内でも様々な地域で積極的に取り組まれています。

第4期栗原市地域福祉計画では、「互いに支え合う、優しさと思いやりに満ちたまち」を基本理念とした地域福祉活動を通して、SDGsを推進します。

※  ……本計画で主に取り組むゴール

1 貧困をなくそう **目標1[貧困]**
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

2 飢餓をゼロに **目標2[飢餓]**
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

3 すべての人に健康と福祉を **目標3[保健]**
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

4 質の高い教育をみんなに **目標4[教育]**
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

5 ジェンダー平等を達成しよう **目標5[ジェンダー]**
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

6 安全な水とトイレを世界中に **目標6[水・衛生]**
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに **目標7[エネルギー]**
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

8 働きがいも経済成長も **目標8[経済成長と雇用]**
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう **目標9[インフラ、産業化、イノベーション]**
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

10 人や国間の不平等をなくそう **目標10[不平等]**
国内及び各国家間の不平等を是正する

11 住み続けられるまちづくりを **目標11[持続可能な都市]**
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

12 つくる責任 つかう責任 **目標12[持続可能な消費と生産]**
持続可能な消費生産形態を確保する

13 気候変動に具体的な対策を **目標13[気候変動]**
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

14 海の豊かさを守ろう **目標14[海洋資源]**
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

15 陸の豊かさを守ろう **目標15[陸上資源]**
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

16 平和と公正をすべての人に **目標16[平和]**
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

17 パートナーシップで目標を達成しよう **目標17[実施手段]**
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



外務省 SDGs 検索

資料編

資料編

○栗原市地域福祉計画検討委員会設置要綱

令和3年4月26日

告示第132号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による栗原市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に当たり、広く市民等の意見を反映することを目的として、栗原市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域の福祉活動実践者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 委員会に栗原市地域福祉計画検討ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

2 ワーキングチームは、委員会の所掌事務に係る具体的事項の調査検討を行うものとする。

3 ワーキングチームの委員は、別表の左欄に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって構成する。

4 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置き、委員の互選によりこれを定める。

5 リーダーは、ワーキングチームを代表し、議事その他の会務を総理する。

6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、地域福祉計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

別表 (第6条関係)

所属	職
市民生活部社会福祉課	課長補佐
市民生活部子育て支援課	
市民生活部介護福祉課	
市民生活部健康推進課	
市民生活部市民課	
栗原市社会福祉協議会地域福祉課	課長補佐又はその相当職

○栗原市地域福祉計画検討委員会委員名簿

任期：令和3年7月19日から

令和4年3月31日(第4期計画策定完了日)まで

所 属	役 職	氏 名	備 考
栗原市社会福祉協議会	会 長	小 林 吉 雄	委員長
栗原市民生委員児童委員協議会	会 長	高 橋 郁 夫	
栗原地区保護司会	会 長	門 脇 正 徳	
栗原市老人クラブ連合会	会 長	高 橋 壽 一	
栗原市ボランティア連絡協議会	会 長	佐 藤 彰	副委員長
栗原市自立支援協議会	副会長	二階堂 明彦	
栗原市行政区長会連合会	理 事	佐々木 次男	
栗原市母子寡婦福祉連合会	会 長	春 成 節 子	
栗原市健康づくり推進協議会	会 長	玉 田 環	
栗原市PTA連合会	会 長	千 葉 盛 博	

○第4期栗原市地域福祉計画策定の経過

月日（期間）	内 容 等	備 考
5月18日	第1回ワーキング会議 ・地域福祉計画の概要について ・策定体制について ・策定スケジュールについて ・計画（素案）の検討について	委員6名参加
7月19日	第1回栗原市地域福祉計画検討委員会 ・委員の委嘱、正副委員長の選任 ・地域福祉計画の概要及びスケジュールについて ・第1回ワーキング会議協議内容の報告について ・ヒアリング及びアンケートの実施について	委員10名参加
9月1日 ～22日	アンケート調査実施 ※緊急事態宣言に伴う対面ヒアリング調査の代替実施	民生委員・児童 委員267名
10月7日	第2回ワーキング会議 ・アンケート調査結果を踏まえた検討 ほか	委員5名参加
10月25日	第2回栗原市地域福祉計画検討委員会（書面開催の場合あり） ・アンケート調査結果の報告について ・第2回ワーキング会議の協議内容の報告について ほか	委員9名参加
10月25日	市内部会議（政策調整会議） ・概要説明	
11月2日	市内部会議（庁議） ・概要説明	
12月3日	栗原市議会全員協議会（12月定例会） ・概要説明	
1月7日 ～26日	パブリックコメント ・社会福祉課、各総合支所窓口における閲覧及び配布 ・市ホームページへの事前予告及び募集開始を掲載 ・広報くりはら1月号への掲載	意見5件
2月1日	市内部会議（庁議） ・パブリックコメント実施結果の報告	
2月4日	栗原市議会全員協議会（2月定例会） ・パブリックコメント実施結果の報告	

栗原市地域福祉計画

〔第4期〕

発行：令和4年3月
編集・発行：栗原市 市民生活部社会福祉課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

電話：0228-22-1340

FAX：0228-22-0340

市ホームページ：<https://www.kuriharacity.jp>

